

羽村市高齢者福祉計画 及び第9期介護保険事業計画

（令和6年度～令和8年度）

令和6年3月

羽 村 市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

国により、高齢者福祉施策の一つの節目とされている、団塊の世代全ての方が75歳以上の後期高齢者へと移行する令和7年（2025年）を、本計画期間中に迎えることになります。今後、医療・介護双方のニーズを有する人、認知症の人など、要介護高齢者の増加や多様化する介護需要への対応が必要となります。また、支援を必要とする高齢者のみ世帯の増加も見込まれています。一方、現役世代の人口は急激に減少することが見込まれ、介護人材不足が深刻化することも想定されています。



高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、これまで以上に、住まい、医療、介護、予防、生活支援及び社会参加など、重層的な支援体制の必要性が増していき、地域の実情に応じた支援体制を確保していくことが重要であり、地域包括ケアシステムの更なる推進が必要とされています。

このように社会情勢が変化していく中であっても、本市においては、これまで市の発展に尽力されてきた市民の皆様が高齢になって、安心して羽村に住み続けていくために、みんなで支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく考えであります。

これまでの成果を基本とし、さらに発展させていくため、本計画の基本理念を「高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまち」とし、この達成に向けた基本方針「自立と尊厳の保持」「健康で生きがいをもてる「生涯現役社会」の実現」「ともに助けあい支えあうまちの実現」に基づき、地域で活発な活動をされている市民・団体の皆様、医療・介護サービスを提供する事業者の皆様等との連携をこれまで以上に密にし、様々な施策の展開を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提案をいただきました審議会委員をはじめ、ニーズ調査などに御協力をいただきました市民、事業者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

羽村市長 橋 本 弘 山

目 次

《総 論》

第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景	2
第2節 国の動向	3
第2章 計画策定の基本事項	5
第1節 計画の位置づけと計画期間	5
第2節 計画策定の体制	7
第3節 日常生活圏域	8
第4節 地域包括ケアシステムの深化・推進について	9
第5節 認知症施策の推進について	11
第6節 計画の推進に向けて	12
第7節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進	13
第3章 高齢者を取り巻く状況	14
第1節 統計データでみる高齢者の状況	14
第2節 調査の概要	20
第3節 高齢者福祉の課題の整理	31
第4章 計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念と基本方針	33
第2節 基本目標と施策体系	34

《各 論》

基本目標1 生涯現役に向けた環境づくり	42
1 健康づくりの推進	42
2 社会参加と生きがいづくりの推進	48
基本目標2 地域における総合的な支援体制づくり	56
1 包括的な支援の推進	56
2 地域における支援体制づくり	60
3 福祉に対する理解の促進と担い手の育成	72

基本目標 3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり..... 75

- 1 外出・移動しやすい環境づくり.....75
- 2 安全・安心に暮らせる環境づくり.....78
- 3 住みよい住環境づくり.....83

基本目標 4 介護保険制度の適切な運用..... 86

- 1 介護保険事業.....86
- 2 地域支援事業.....97
- 3 第9期介護保険事業の見通し..... 110
- 4 介護保険制度の円滑な運営..... 121

《資料編》

- 1 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会条例..... 130
- 2 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会委員名簿..... 132
- 3 策定経過..... 133
- 4 用語一覧..... 134

《總 論》

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年に開始された介護保険制度は、広く市民に周知され、利用が進んでいます。

羽村市（以下「市」という。）では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するための法定計画として、「羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」を策定してきました。

平成24年の介護保険法改正において、本計画は「地域包括ケアシステム」構築に向けた取組を包括的に推進する「地域包括ケア計画」として位置づけられました。国は、これまでのような「支え手」「受け手」の関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を、各自治体に求めています。

さらに、平成27年には、地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として組み替えられ、各自治体の事業として、地域特性に合わせた取組が期待されるようになりました。

市では、医療機関や介護サービス事業所、地域の多様な主体と連携・協働しながら本計画を推進し、「地域包括ケアシステム」の推進と併せて、要支援者等の日常生活を支える体制づくりに取り組んできました。

令和5年10月1日現在、市の高齢者人口は14,622人、割合は26.9%となっており、今後も高齢化は進展することが見込まれます。そうした中、住まい、医療、介護、予防、生活支援に加え、社会参加、認知症、生活困窮など、様々な高齢者支援ニーズが複雑化・複合化して現れてきており、重層的な支援体制の必要性が増しています。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）」では、生涯現役に向けた環境づくりをはじめ、地域における総合的な支援体制づくり、高齢者が安心して暮らせる環境づくりなどを進めてきました。今後も、国や東京都の動向を踏まえながら、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑で持続的・安定的な運営を図ることが求められます。

これらを踏まえ、基本理念「高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまち」の実現を目指し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）」を策定します。

第2節 国の動向

1 地域共生社会の実現に向けて

平成 27 年9月に「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」の報告として、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示され、翌年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。この際の議論をもとに、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を図る取組が、様々な形で進められることとなりました。

2 高齢社会対策基本法に基づく施策

高齢社会対策基本法の規定に基づき、高齢社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において高齢社会対策大綱及び国会に対する年次報告（高齢社会白書）を作成するとともに、高齢社会対策に関する調査研究、国民に対する広報・啓発活動を行うなど、高齢社会対策の総合的な推進を図っています。

平成 30 年2月に閣議決定された高齢社会対策大綱では、65 歳以上を一律に「高齢者」と見るのはもはや現実的ではなく、誰もが意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来したとの認識のもと、高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくることを目指しています。

3 社会福祉法の改正

令和2年の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業の創設がうたわれ、令和3年に「重層的支援体制整備事業」が新たに地域課題解決の手段として加わりました。

4 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）の成立

令和5年6月14日に参議院で可決した認知症基本法は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的としています。

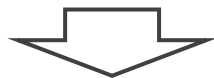
5 介護保険事業計画策定に向けた基本指針の提示

市区町村が介護保険事業計画を策定するに当たり、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」）」を定めることとなっています。

第9期計画の基本指針における基本的考え方と主な見直しのポイントは次のとおりです。

基本的考え方

- 第9期計画期間中に、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）を迎える。
- 高齢者人口がピークを迎える 2040 年（令和 22 年）には、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急減が見込まれる。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備と、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上を図る上で、優先順位の検討が重要となる。



主な見直しのポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ②在宅サービスの充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①地域共生社会の実現
- ②デジタル技術を活用し、連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③保険者機能の強化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと計画期間

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による「市町村老人福祉計画」であり、市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による「市町村介護保険事業計画」であり、市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画です。

両計画とも、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた行動計画としての性格を持つものであり、一体的に策定するものとされています。

また、第9期計画の一部を、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「介護給付適正化計画」として位置づけます。

市においては、総合的なまちづくりの指針となる「羽村市長期総合計画」を最上位計画とし、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「羽村市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけています。本計画は、高齢者福祉と介護保険事業に関する分野別計画の役割を担うものです。

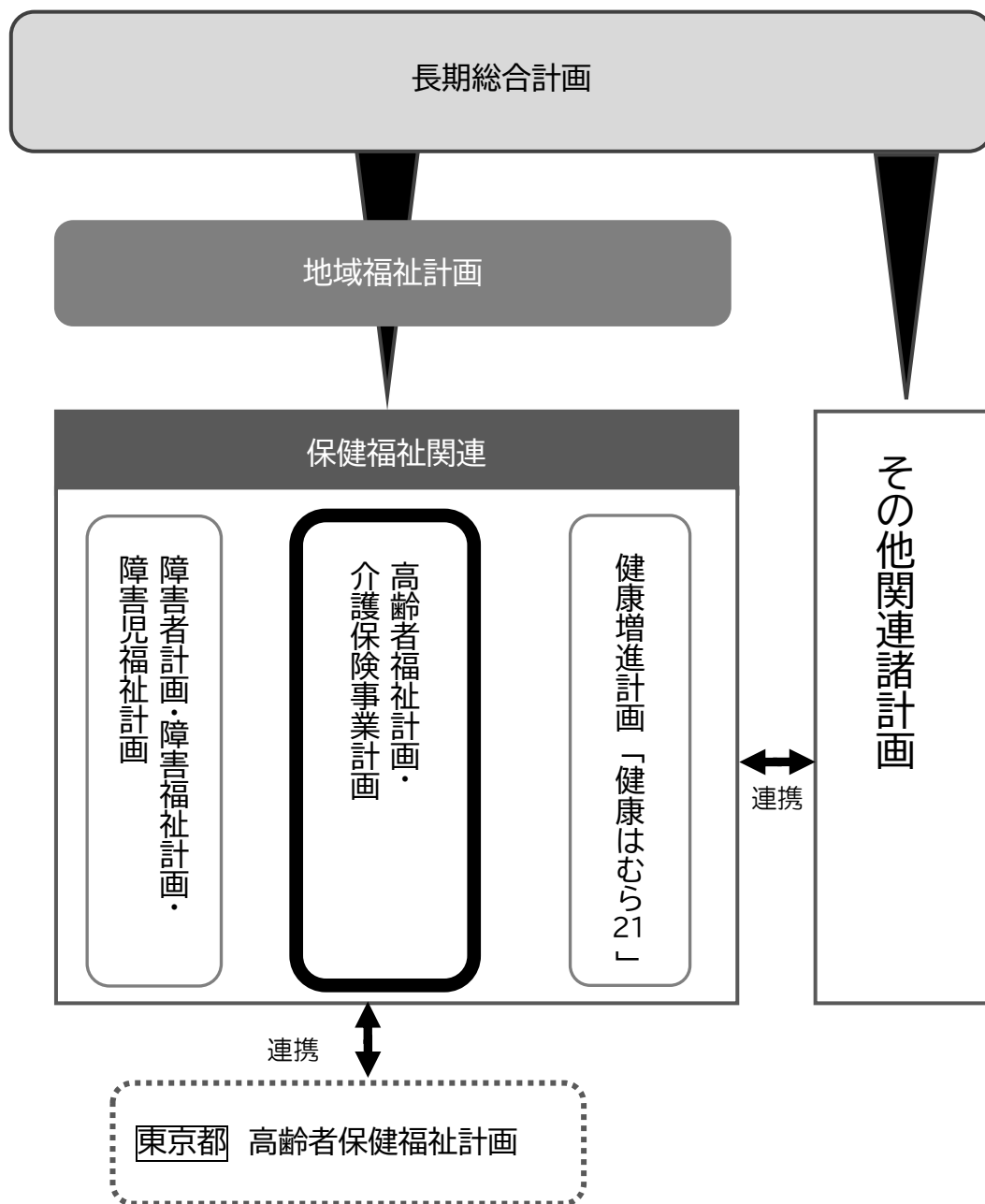
第9期計画の策定にあたっては、「長期総合計画」や「地域福祉計画」を踏まえるとともに、その他関連諸計画との整合を図るものとします。

■計画の期間

(年度)

令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029
第8期								
		└─▶ 見直し	第9期					
					└─▶ 見直し	第10期		
								└─▶ 見直し

■他計画との関係図



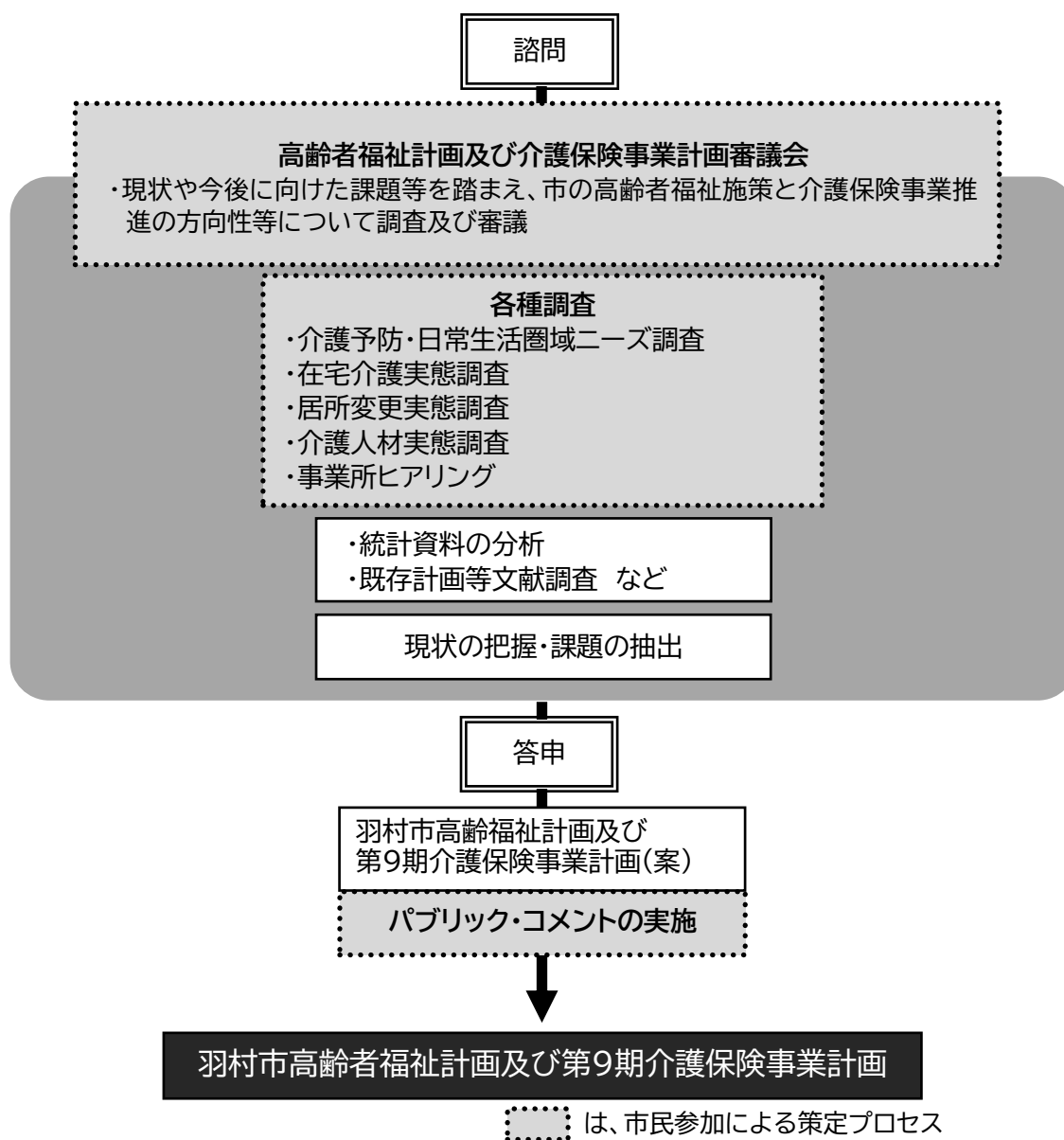
第2節 計画策定の体制

第9期計画の策定にあたっては、高齢者の日常の生活状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握するとともに、高齢者の意見を計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。また、介護サービス事業所・介護施設等へアンケート調査及びヒアリングを実施し、高齢者を取り巻く課題や必要とされる取組等に関する意見をうかがいました。

審議にあたっては、有識者、関係機関代表、市民公募委員等で構成する「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会」を開催し、必要な事項の検討・審議を行い、答申をいただきました。

さらに、広く市民意見等を求めることを目的に、パブリック・コメントを実施しました。

■計画策定の体制



第3節 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域のことです。

第9期計画においては、第8期計画から引き続き、市の地域性や諸条件に基づいて、市内を一つの日常生活圏域に設定します。

なお、地域包括支援センターは3箇所設置しています。

■日常生活圏域を一つとする理由

- 市域が比較的平坦で、かつ行政面積は 9.90km² と小さく移動も容易であり、サービス提供の地理的な分断がないこと。
- 地域密着型サービスを提供する施設は市の周辺部に多く、日常生活圏域を細分化する場合サービスの空白圏域が発生するおそれがあること。
- 看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業者の参入を促進し、サービスの選択性を高めるためには、引き続き市全体を一つの圏域としてサービスの需要と供給のバランスを図っていく必要があること。

■羽村市の地域包括支援センター

名称	所在地	担当地域
羽村市地域包括支援センター あさひ	羽村市富士見平 1-3-1 エムマンション A 号室	緑ヶ丘、富士見平、神明台 3・4 丁目、双葉町、五ノ神(300 番地台)、羽(4000 番地台)、川崎(600 番地台)、横田基地内
羽村市地域包括支援センター あゆみ(羽村市在宅医療・介護 連携支援センター併設)	羽村市羽加美 1-9-2	栄町、小作台、羽西、羽加美、羽中
羽村市地域包括支援センター あかしあ	羽村市玉川 2-6-6	五ノ神 1～4 丁目、神明台 1・2 丁目、川崎、羽東、玉川、羽(清流)

第4節 地域包括ケアシステムの深化・推進について

1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

全国的な高齢者人口の動態は、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）、さらには団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口のピークが見込まれる 2040 年（令和 22 年）にかけて、85 歳以上の人口が急増するとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯の増加が予測されます。

85 歳以上の年代では、認知症の疑われる人や認知症の人、医療・介護両方のニーズを有する人など、介護や介助を必要とする人が大幅に増加し、また、生活支援や住まいの支援を必要とする高齢者のみ世帯の増加も見込まれます。一方、介護サービスの提供体制では、生産年齢人口の急激な減少に伴い、人材不足が深刻になることが想定されています。

こうした変化は地域差が大きくなり、今まで以上に、地域の特性に応じた対応が必要となります。介護保険等の社会保険制度やサービスといった「共助」、行政からの公的支援としての「公助」と合わせて、健康管理やフレイル予防を自ら行うなど、可能な限り自分のことは自分で解決する「自助」、地域住民やボランティア等で支えあう「互助」の果たす役割は、ますます重要となります。さらに、限りある資源で増大する医療・介護ニーズを支えていくためには、サービス提供体制の最適化を図る視点も重要です。

介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けていくためには、住まい、医療、介護、予防、生活支援及び社会参加などが、各地域の実情に応じて包括的に確保される体制を維持していくことが重要であり、市民・団体・事業者と行政が連携・協働し、「地域包括ケアシステム」を深化・推進することが求められます。

■ 4つの助（自助・互助・共助・公助）

●自分のことを自分でする ●自らの健康管理(セルフケア) ●市場サービスの購入 自助	●当事者団体による取組 ●高齢者によるボランティア・生きがい就労 互助 ●ボランティア活動 ●住民組織の活動
共助 ●介護保険に代表される社会保険制度及びサービス	公助 ●一般財源による福祉事業等 ●生活保護・人権擁護・虐待対策

出典・厚生労働省

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市の主な取組

市では、2025 年（令和 7 年）までを目途とする地域包括ケアシステムの構築に向け、様々な取組を進めてきました。第 9 期計画では、これまでの取組の成果を踏まえながら、更なる推進を図ります。

■羽村市の主な取組

●地域包括支援センターの運営

高齢者の総合相談窓口として 3 箇所設置しています。

医療、介護、保健、福祉、地域住民や関係者等と連携して包括的、継続的な支援を行います。

●地域課題を解決する多様な会議体の運営

地域ケア会議や生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議など、多様な機会を通じて、地域課題の解決と高齢者の日常生活の支援を図ります。

●在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護サービス事業所等の関係者との連携・協働を推進します。

●認知症高齢者への総合的な支援

認知症になっても本人の意思が尊重されるとともに、本人や家族介護者への支援をはじめ、地域の人たちの理解の促進も含めた包括的な支援を推進します。

●高齢者の権利擁護の推進

家族、支援者、地域住民の支援だけでは十分に問題を解決できない、または適切なサービス等につなげることが困難な事例に対して、専門的・継続的な視点から必要な支援を行います。

第5節 認知症施策の推進について

共生社会の実現を推進することを目指して、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が令和5年6月に公布されました。

認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するものとされています。

同法では、国民に対しても、共生社会を実現するために必要な認知症に関する正しい知識、認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならないとしています。

認知症基本法の基本的施策としては、以下が挙げられています。

- 1 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 6 相談体制の整備等
- 7 研究等の推進等
- 8 認知症の予防等

市では、第8期計画においても「認知症施策推進大綱」の内容を踏まえ、認知症施策に取り組んできました。第9期計画では、認知症基本法に基づき、更なる推進を図ります。

■羽村市の主な取組

●世界アルツハイマー月間（認知症月間）事業の実施

9月の世界アルツハイマー月間（認知症月間）に合わせて、講演会、図書展示・貸出、オレンジ色ライトアップ等、認知症に関する普及啓発事業を集中的に実施します。

●認知症サポーター養成講座の開催

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを要請するため、認知症サポーター養成講座を開催します。

●チームオレンジの活動支援

認知症の当事者やその家族、認知症支援に興味関心のある方がチームとなり、主体的に認知症カフェ等を開催する活動を支援します。

第6節 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進行管理

（１）庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、庁内の関係部署や介護サービス事業所、医療機関等との連携を更に深めます。

（２）進行管理の実施

第9期計画は、令和8年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係部署及び関係機関は、進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた適正化を図ります。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに「進行管理調書」として取りまとめ、次期計画策定に反映します。

（３）保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国・東京都への報告事項とします。

2 市民への計画の周知と参画の推進

（１）計画の周知

市広報紙や市公式サイト、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業所の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を市公式サイト等に掲載し、利用者に周知します。

（２）市民参画の推進

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会をはじめ、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議、在宅医療・介護連携推進協議会等、様々な会議体において、専門職や地域住民、事業者とともに明らかにした地域の課題に関する対応を反映させた本計画の推進に、広く市民参画を図ります。

第7節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。国が令和元年に改定した「SDGs実施指針 改定版」では、地方自治体において、地域のエネルギーや、自然資源、都市基盤、産業集積、文化、風土、組織・コミュニティなどの様々な地域資源を活用し、その地域にあった独自のSDGsの実施を推進することが期待されています。

本計画においても、第六次羽村市長期総合計画で定めたSDGsの目標を念頭に、市民・団体・事業者など、多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるまちづくりに取り組みます。



本計画に関連するSDGs目標(ゴール)			
1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も
10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう

第3章 高齢者を取り巻く状況

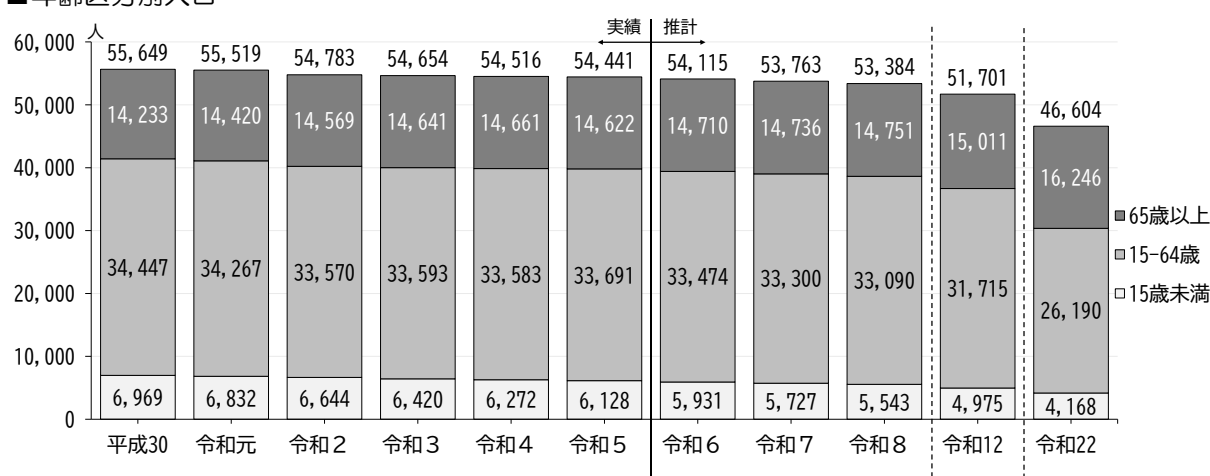
第1節 統計データでみる高齢者の状況

1 人口の状況

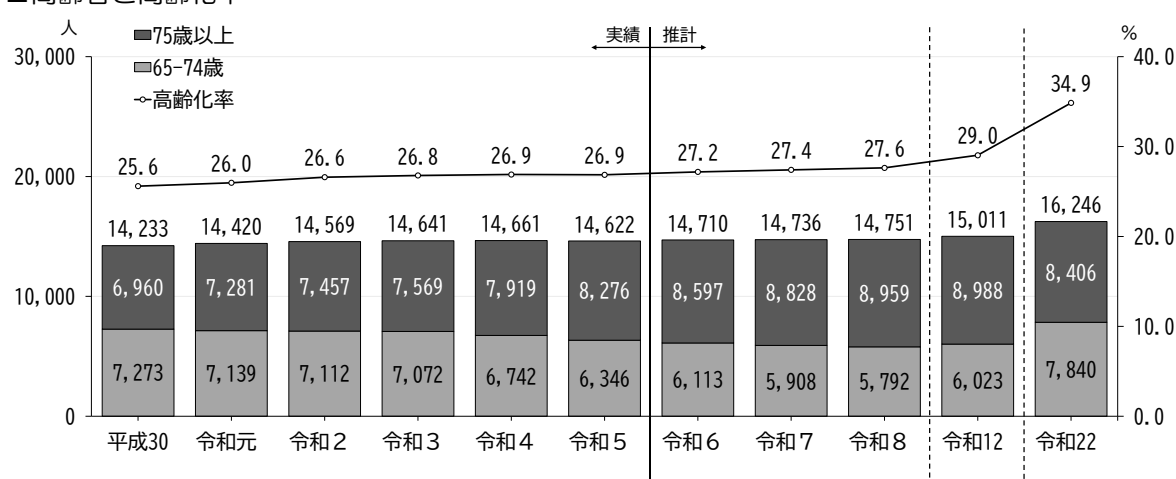
平成30年から令和5年にかけて、総人口は55,649人から54,441人へと減少しています。高齢化率は、同期間中に25.6%から26.9%へと上昇しています。

計画期間末の令和8年には、総人口は53,384人、高齢化率は27.6%となることが見込まれます。

■年齢区分別人口



■高齢者と高齢化率



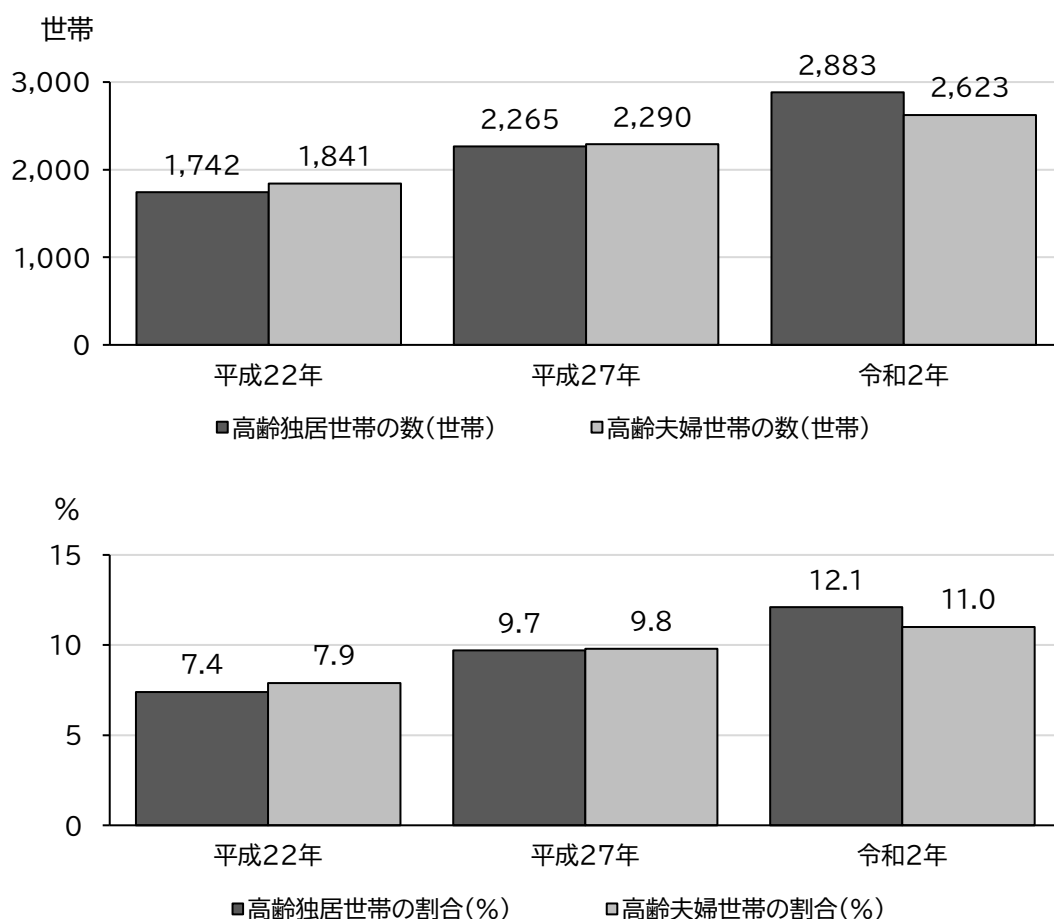
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
65-74歳	7,273	7,139	7,112	7,072	6,742	6,346	6,113	5,908	5,792	6,023	7,840
75歳以上	5,188	5,373	5,383	5,369	5,603	5,826	6,070	6,130	6,107	5,718	4,901
85歳以上	1,772	1,908	2,074	2,200	2,316	2,450	2,527	2,698	2,852	3,270	3,505
高齢者計	14,233	14,420	14,569	14,641	14,661	14,622	14,710	14,736	14,751	15,011	16,246
高齢化率	25.6	26.0	26.6	26.8	26.9	26.9	27.2	27.4	27.6	29.0	34.9

出典:《実績》住民基本台帳人口(各年10月1日)、《推計》厚労省:地域包括ケア「見える化」システム

2 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の推移を見ると、高齢独居世帯（65 歳以上の一人のみ世帯）、高齢夫婦世帯（夫婦とも 65 歳以上の世帯）とも増加傾向にあります。こうした傾向は今後も続くと予想されます。

■高齢独居世帯（65 歳以上）・高齢夫婦世帯（夫婦とも 65 歳以上）の世帯数・世帯割合の推移



出典:国勢調査

■【参考】高齢者世帯の推計（世帯主が 65 歳以上の世帯）

	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
単独世帯	2, 289	2, 590	2, 756	2, 835	2, 936	3, 076
夫婦のみの世帯	2, 724	2, 914	2, 945	2, 949	2, 998	3, 154

※平成 27 年は国勢調査結果に基づく不詳世帯をあん分補正した世帯(=基準世帯数)

出典:東京都の統計(平成 31 年 3 月)、令和2年以降は推計値(東京都人口統計課)

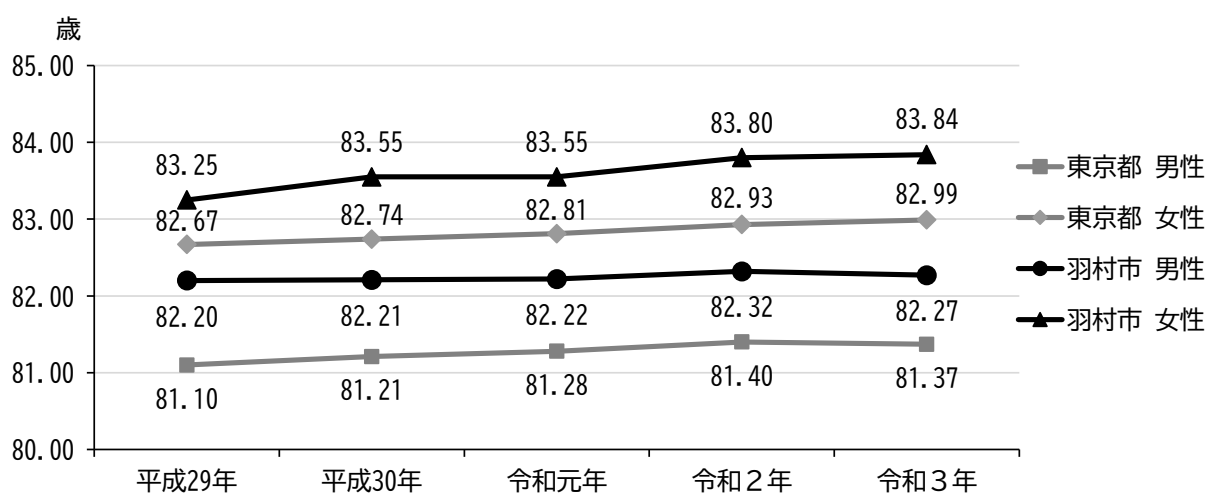
3 65 歳健康寿命

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、平均寿命とは異なります。

65 歳健康寿命とは、65 歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものです。

平成 29 年から令和 3 年にかけて、市の健康寿命は、男性が 82.20 歳から 82.27 歳へ、女性が 83.25 歳から 83.84 歳へと、それぞれ上昇しています。また、男女とも東京都の平均を上回って推移しています。

■65 歳健康寿命の推移（要支援 1 以上）



		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
東京都	男性	81.10	81.21	81.28	81.40	81.37
	女性	82.67	82.74	82.81	82.93	82.99
羽村市	男性	82.20	82.21	82.22	82.32	82.27
	女性	83.25	83.55	83.55	83.80	83.84

出典:都内各区市町村の 65 歳健康寿命(東京都保健医療局)

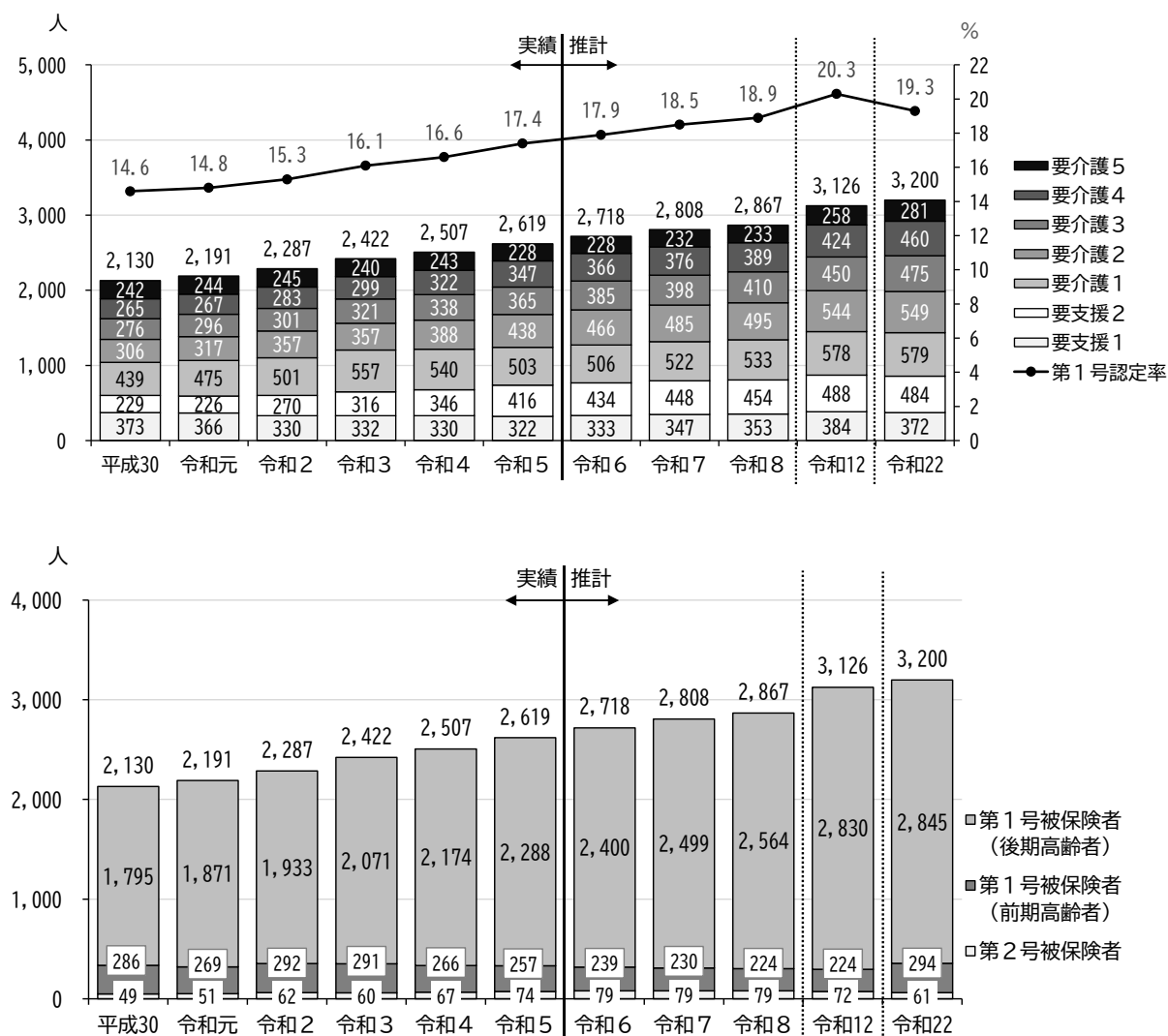
4 要介護・要支援認定者の状況

要介護・要支援認定者数は、増加傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて、2,130人から2,619人へと489人増加しています。

計画期間末の令和8年には、2,867人となることが見込まれます。

また、要介護・要支援認定者（第1号被保険者）に占める後期高齢者の割合は、令和6年には9割を超えています。

■要介護・要支援認定者数と第1号認定率の推移・推計



		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
第2号被保険者	人	49	51	62	60	67	74	79	79	79	72	61
第1号被保険者	人	2,081	2,140	2,225	2,362	2,440	2,545	2,639	2,729	2,788	3,054	3,139
	人	286	269	292	291	266	257	239	230	224	224	294
前期高齢者	%	13.7	12.6	13.1	12.3	10.9	10.1	9.1	8.4	8.0	7.3	9.4
	人	1,795	1,871	1,933	2,071	2,174	2,288	2,400	2,499	2,564	2,830	2,845
後期高齢者	%	86.3	87.4	86.9	87.7	89.1	89.9	90.9	91.6	92.0	92.7	90.6

※前期高齢者、後期高齢者の割合はそれぞれ第1号被保険者全体に対する割合

出典：《実績》厚労省：「介護保険事業状況報告」月報、《推計》厚労省：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末）

5 認知症高齢者の状況

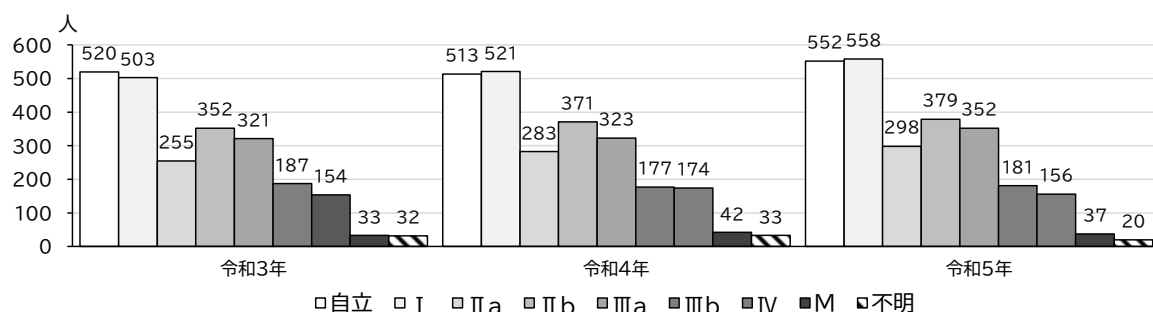
令和3年から令和5年にかけて、要介護・要支援認定者（第1号被保険者）の認知症を伴う高齢者数は増加傾向にあります。

■自立度Ⅰ・Ⅱ以上の認定者（第1号被保険者）の推移

		令和3年	令和4年	令和5年
認定者数	人	2,357	2,437	2,533
うち自立度Ⅰ以上	人	1,805	1,891	1,961
	%	76.6	77.6	77.4
うち自立度Ⅱ以上	人	1,302	1,370	1,403
	%	55.2	56.2	55.4

出典：介護保険受給者台帳（各年9月末）

■要介護・要支援認定者の認知症自立度の分布の推移



出典：介護保険受給者台帳（各年9月末）

■自立度Ⅱ以上の前期・後期高齢者の占める割合の推移（第1号被保険者）

		令和3年	令和4年	令和5年
認定者数	人	1,302	1,370	1,403
うち前期高齢者	人	130	131	111
	%	10.0	9.6	7.9
うち後期高齢者	人	1,172	1,239	1,292
	%	90.0	90.4	92.1

出典：介護保険受給者台帳（各年9月末）

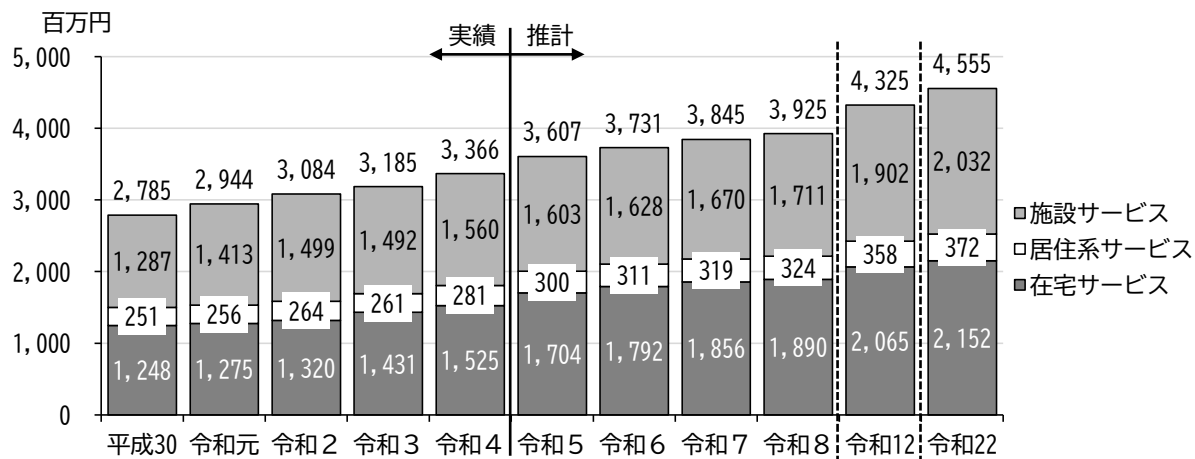
■【参考】認知症高齢者の日常生活自立度判断基準

ランク	判断基準
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。（せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等）
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 a: 日中を中心として状態がみられる。 b: 夜間を中心として状態がみられる。
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 a: 家庭外でも状態がみられる。 b: 家庭内でも状態がみられる。
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

6 サービス別給付費の推移

平成30年から令和4年にかけて、市のサービス別給付費の推移は増加傾向となっており、施設サービスが大きな割合を示しています。令和5年度以降は、在宅サービスが施設サービスを上回る見込みです。

■サービス別給付費の推移



※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合がある

出典:厚労省:地域包括ケア「見える化」システム

第2節 調査の概要

第9期計画の策定に当たり、高齢者の日常の生活状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況や今後の利用意向、施設の入退去状況等や介護人材の実態を把握する基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査名	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・ 65 歳以上の高齢者 ・ 要支援認定者 ・ 総合事業対象者	1,200 件	765 件	63.8%
在宅介護実態調査	・ 要支援認定者 ・ 要介護認定者	—	316 件	—
介護人材実態調査	・ 通所系・施設系	46 件	35 件	76.1%
	・ 訪問系 事業所票	14 件	10 件	71.4%
	職員票	—	104 件	—
居所変更実態調査	・ 介護施設等	13 件	11 件	84.6%

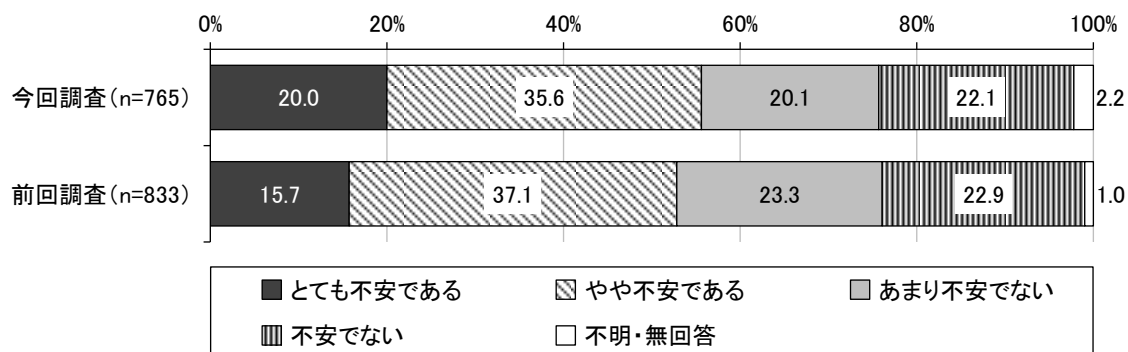
※介護施設等には、次のものが含まれます。1. 住宅型有料老人ホーム 2. 軽費老人ホーム(特定施設除く)
3. サービス付き高齢者向け住宅(特定施設除く) 4. グループホーム 5. 特定施設 6. 地域密着型特定施設
7. 介護老人保健施設 8. 介護療養型医療施設・介護医療院 9. 特別養護老人ホーム
10. 地域密着型特別養護老人ホーム

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

高齢者の日常の生活状況や健康状態、ニーズや地域課題等を把握し、第9期計画に反映します。

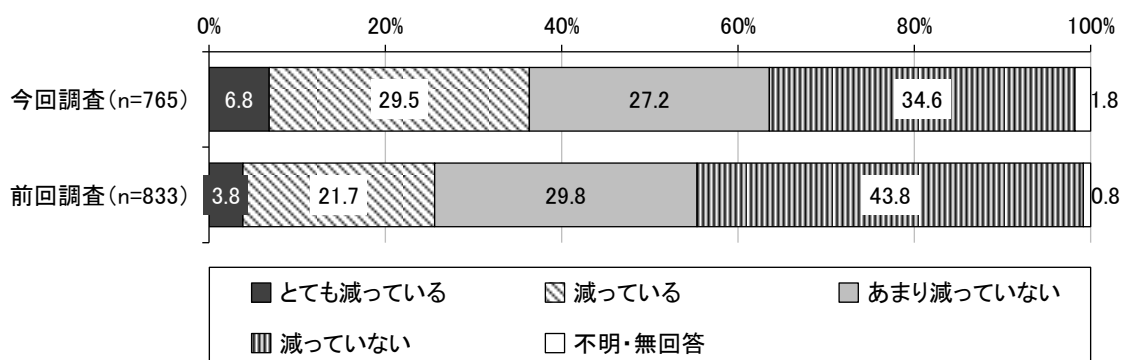
①転倒に対する不安

「とても不安である」「やや不安である」を合わせた『不安である』が 55.6%となっており、前回調査との比較でも増加傾向となっています。



②昨年と比べて外出の回数が減っているか

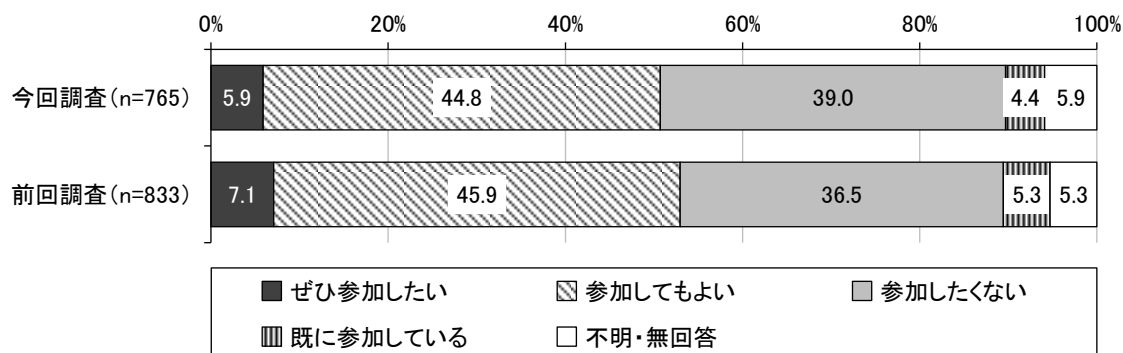
「とても減っている」「減っている」を合わせた『減っている』が36.3%となっており、前回調査との比較でも増加傾向となっています。



③地域づくり活動への参加意向

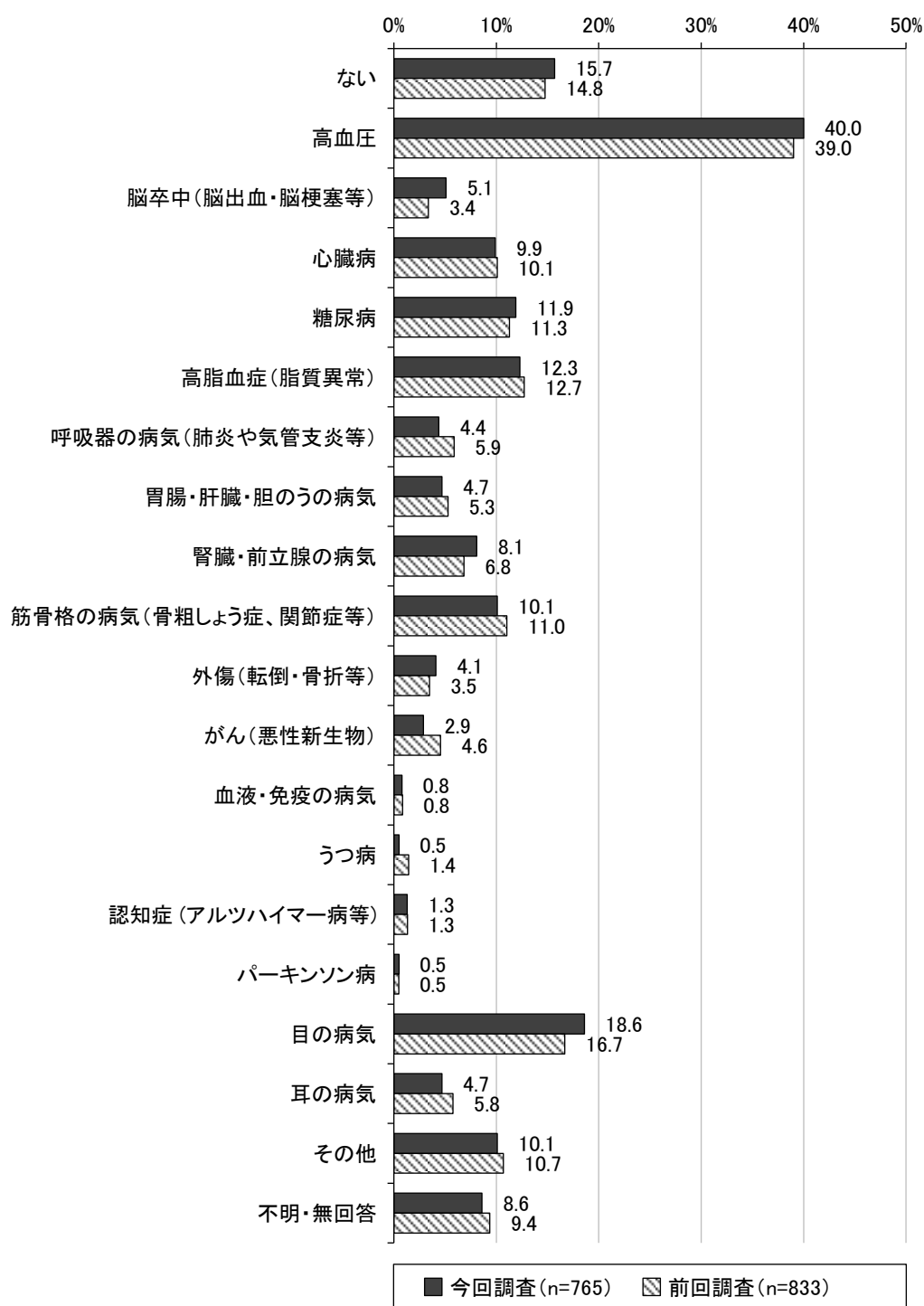
地域づくり活動に参加者として参加してみたいと思うかについては、「是非参加したい」「参加したい」を合わせた『参加意向あり』が50.7%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はみられません。



④現在治療中、または後遺症のある病気

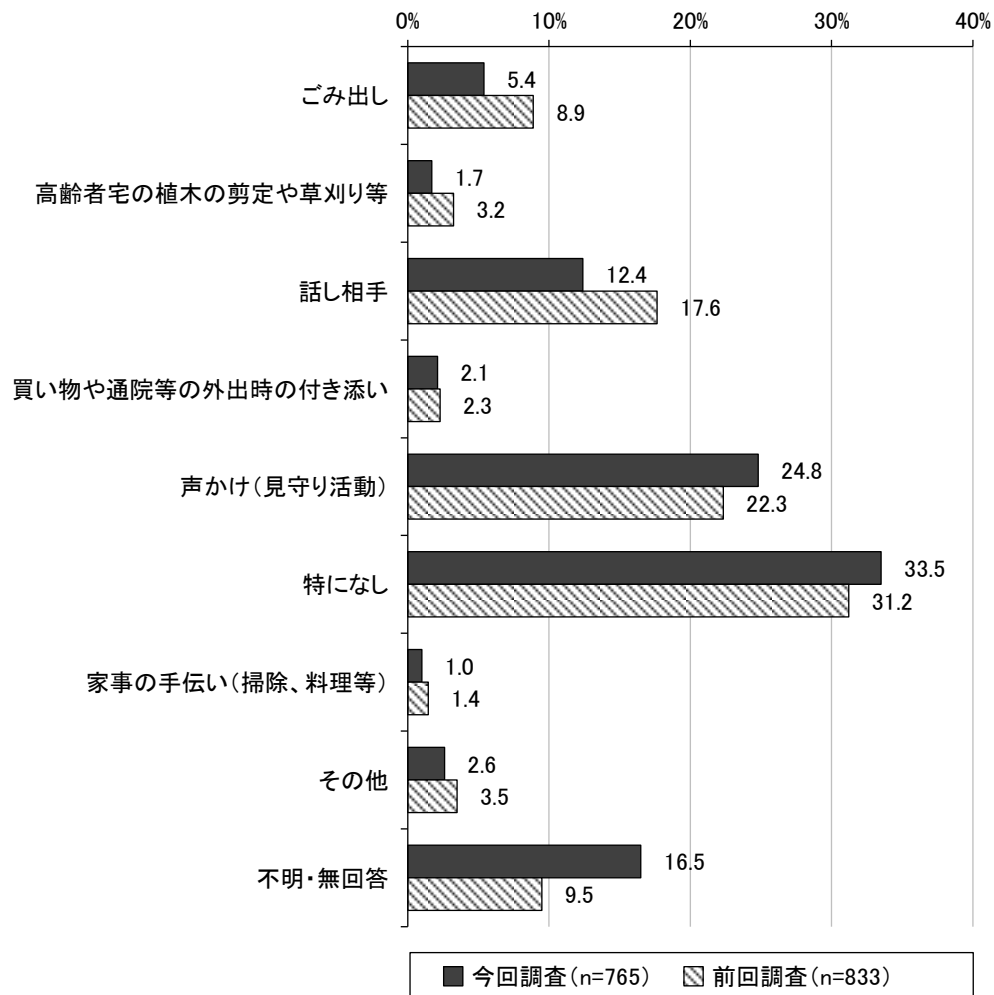
「高血圧」が40.0%と最も高く、次いで「目の病気」が18.6%となっています。
前回調査と比較すると、大きな差はみられません。



⑤手助け等が必要な一人暮らしの高齢者に対してどのようなボランティア活動ができるか

「特になし」が33.5%と最も高く、次いで「声かけ（見守り活動）」が24.8%、「話し相手」が12.4%となっています。

前回調査と比較すると「話し相手」が低くなっています。



⑥生活機能リスクの状況

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、厚生労働省が提供する地域包括ケア「見える化」システムの活用により、生活機能リスクの割合を、年齢・圏域別に算出することができます。本項では、地域包括ケア「見える化」システムを活用した、算出結果のうち、主要な内容を掲載します。

％

1. 運動器機能リスク	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	23.0	9.4	13.6	77.0
男性	9.4	3.5	5.9	31.3
女性	13.6	5.9	7.7	45.7

2. 栄養改善リスク	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	2.1	1.8	0.3	97.9
男性	1.2	1.2	0.0	39.6
女性	0.9	0.6	0.3	58.3

3. 咀嚼（そしゃく）機能リスク	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	24.2	8.8	15.4	75.8
男性	11.2	4.7	6.5	29.2
女性	13.0	4.1	8.9	46.6

4. 閉じこもりリスク	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	20.5	7.2	13.3	79.5
男性	7.4	2.7	4.7	32.9
女性	13.1	4.5	8.6	46.6

5. 認知症リスク	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	42.6	19.8	22.8	57.4
男性	21.3	11.7	9.6	20.4
女性	21.3	8.1	13.2	37.0

6. うつリスク	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	44.6	18.4	26.2	55.4
男性	19.8	9.6	10.2	21.3
女性	24.8	8.8	16.0	34.1

7. IADL が低い高齢者	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	14.9	5.7	9.2	85.1
男性	4.8	2.1	2.7	36.3
女性	10.1	3.6	6.5	48.8

8. 転倒リスク	該当	前期高齢者	後期高齢者	非該当
市全体	29.1	12.0	17.1	70.9
男性	11.5	4.4	7.1	29.1
女性	17.6	7.6	10.0	41.8

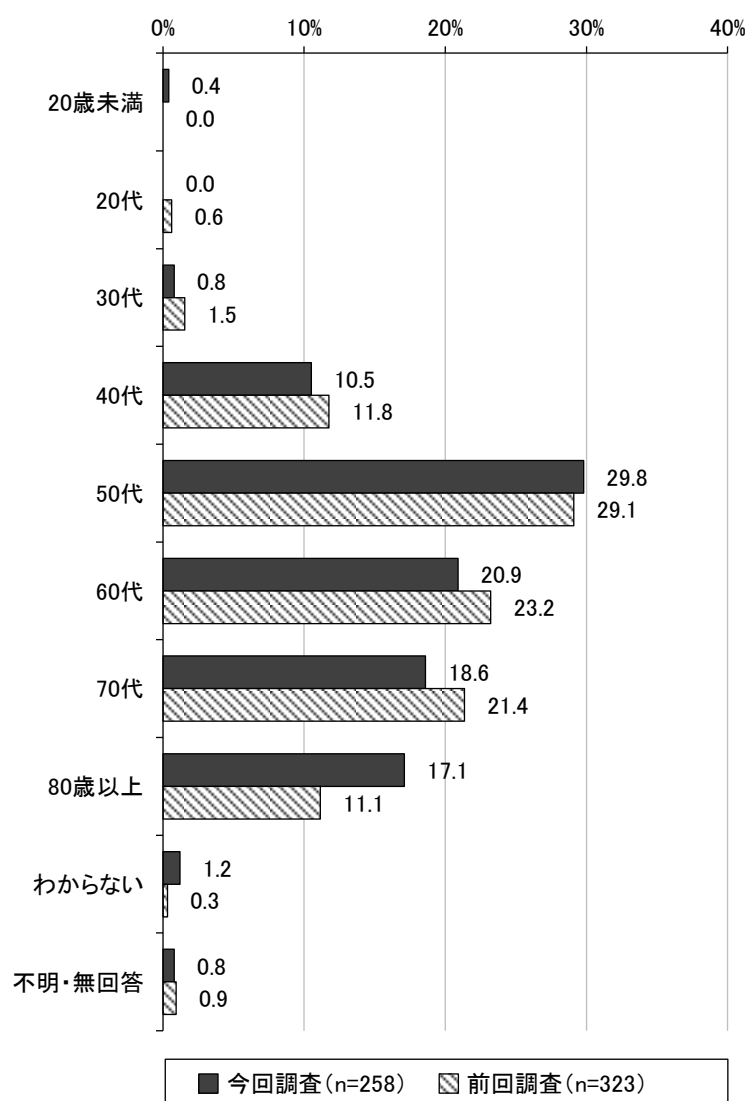
2 在宅介護実態調査結果

在宅で介護を受けている高齢者と家族介護者の状況や、在宅生活の継続に向けたサービスの在り方等を把握し、第9期計画に反映します。

①主な介護者の方の年齢

「70代」が18.6%、「80歳以上」が17.1%と、70歳を超える介護者の割合が合わせて35.7%に上ります。

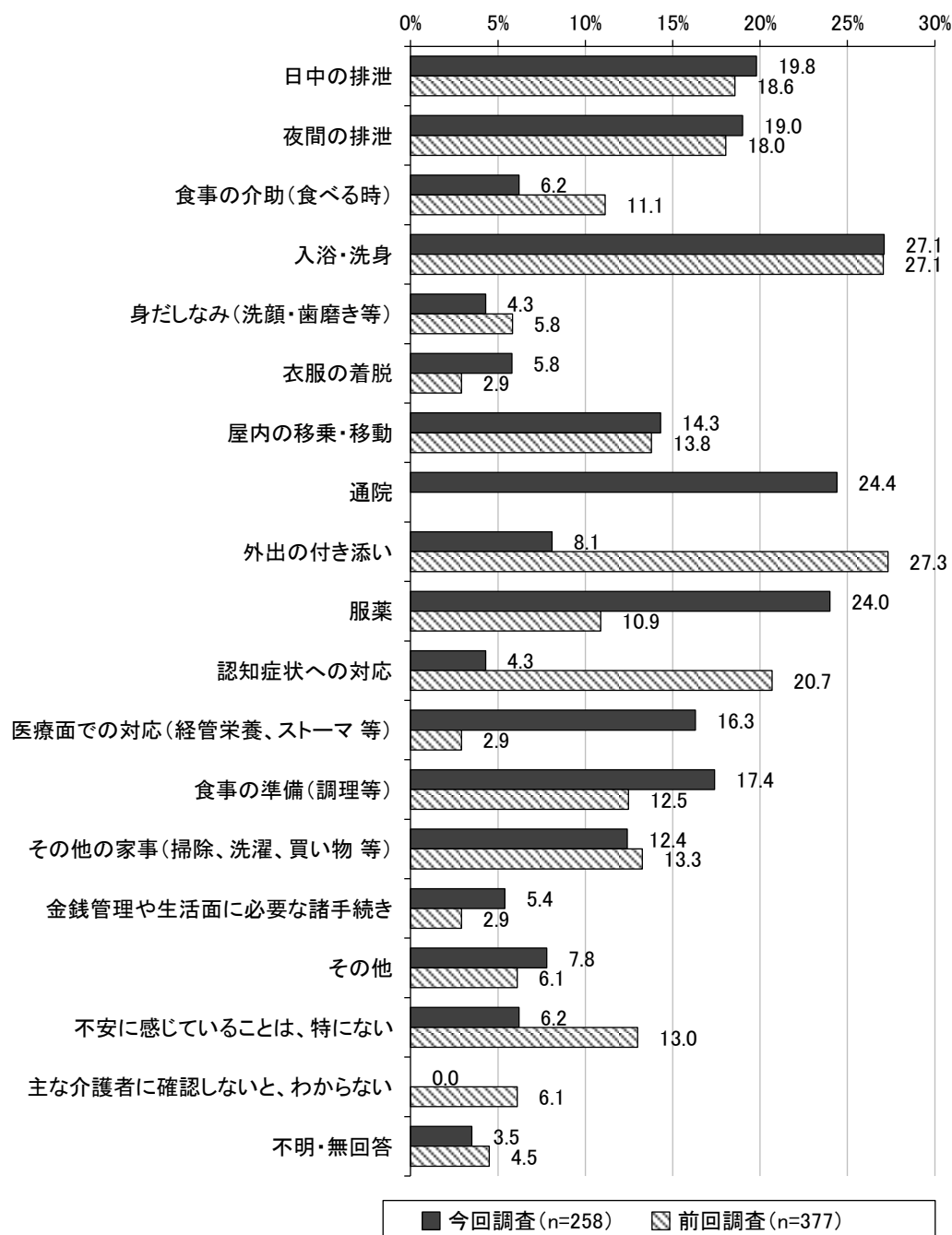
前回調査と比較すると、「80歳以上」が高くなっています。



②主な介護者の方が不安に感じる介護等

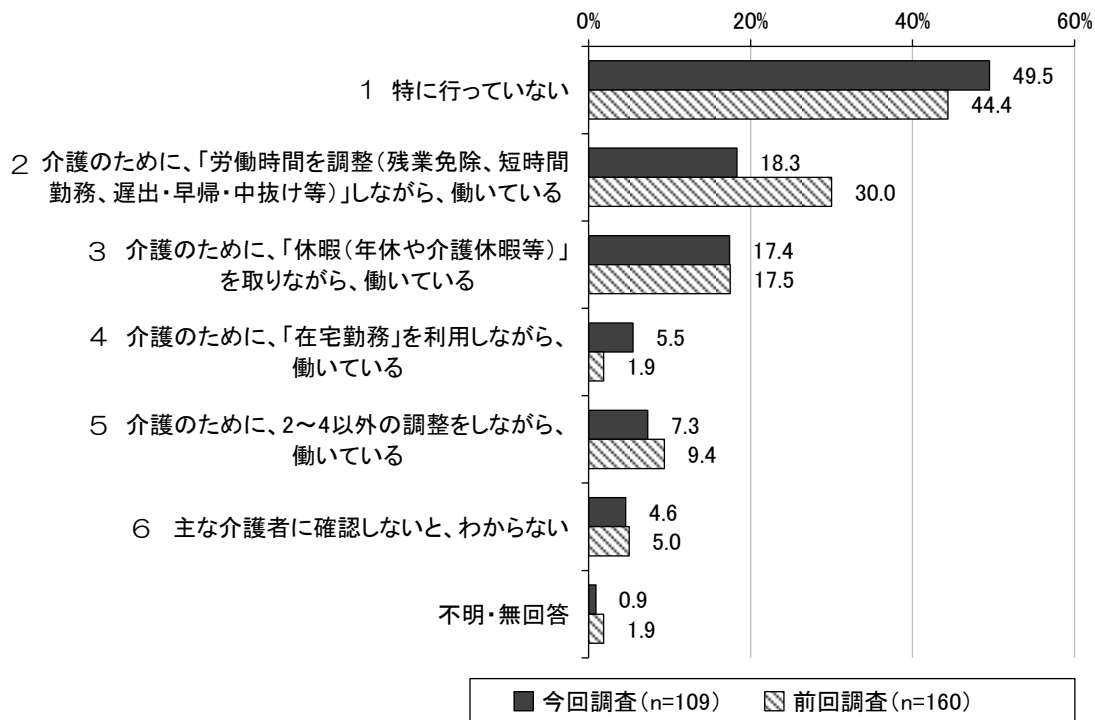
「入浴・洗身」が27.1%と最も高く、次いで「通院」が24.4%、「服薬」が24.0%となっています。また、続いて「日中の排泄」（19.8%）、「夜間の排泄」（19.0%）といった項目も上位に挙がっています。

前回調査と比較すると、「服薬」「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」など、医療的介護ニーズが高くなっています。



③主な介護者の働き方の調整

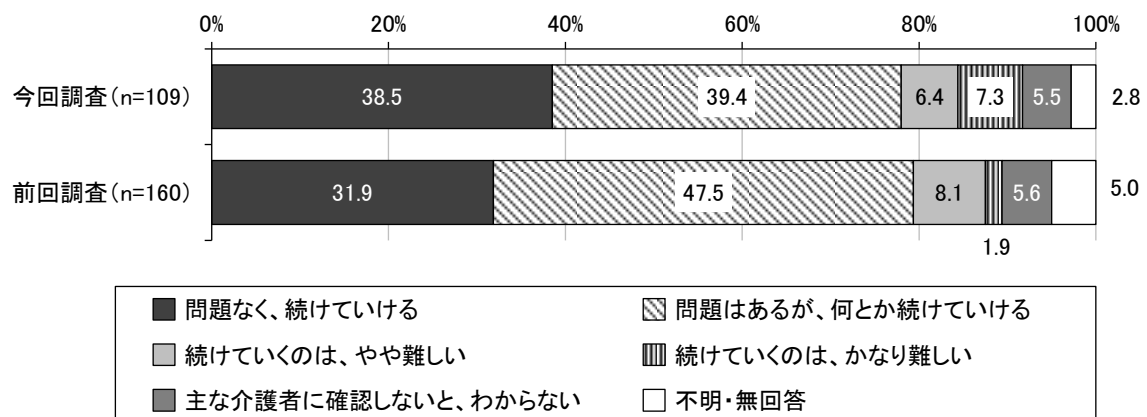
「特に行っていない」が 49.5%と最も高く、前回調査との比較でも高くなっていますが、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」（18.3%）、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」（17.4%）など、半数近くの方が、何等かの働き方の調整等を行っている状況がうかがえます。



④今後も働きながら介護を継続できるか

「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『難しい』が 13.7%となっています。

前回調査との比較でも、「続けていくのは、かなり難しい」が高くなっています。



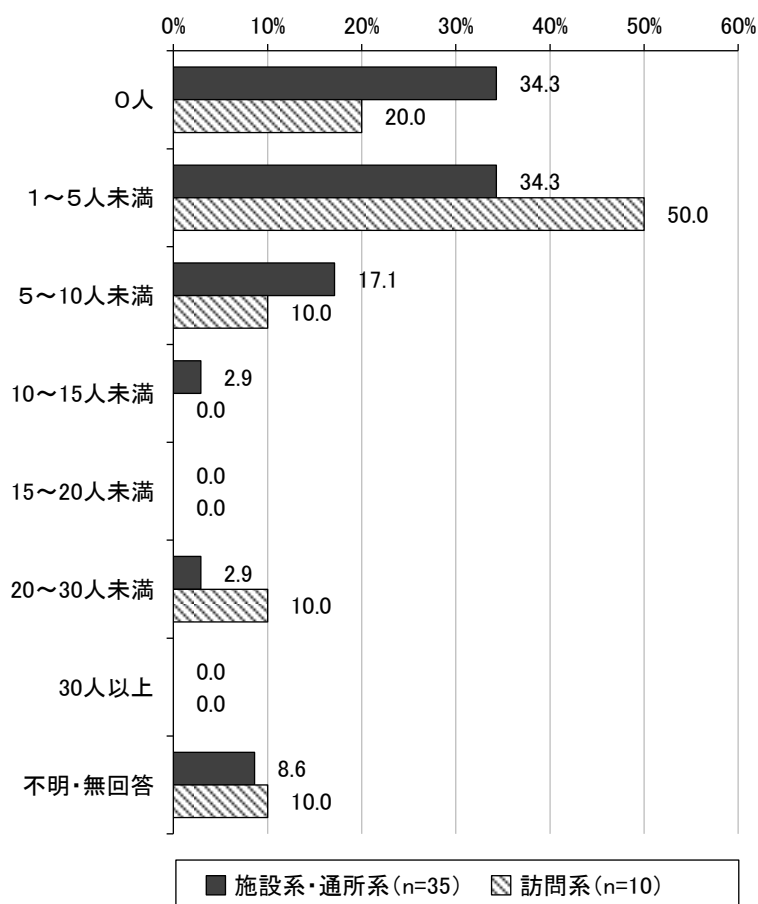
3 介護人材実態調査結果

介護人材実態調査は、介護人材の離職状況や雇用形態等を把握し、第9期計画に反映します。

①過去1年間の離職者数

《施設系・通所系》では「0人」と「1～5人未満」がそれぞれ 34.3%と最も高くなっています。

《訪問系》では「1～5人未満」が 50.0%と最も高く、次いで「0人」が 20.0%、「5～10人未満」と「20～30人未満」が 10.0%となっています。

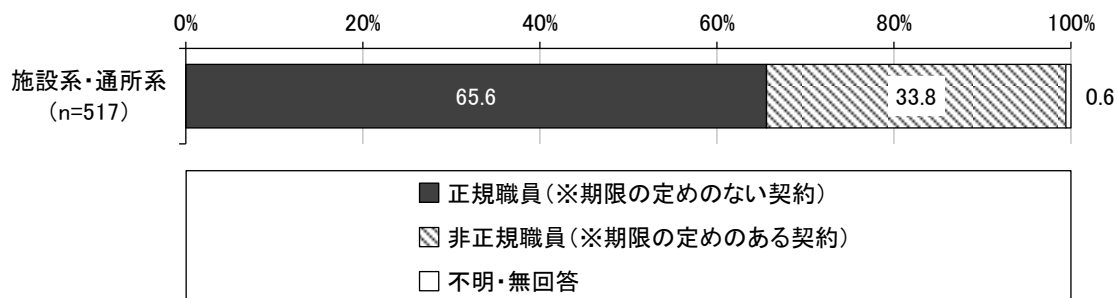


②雇用形態

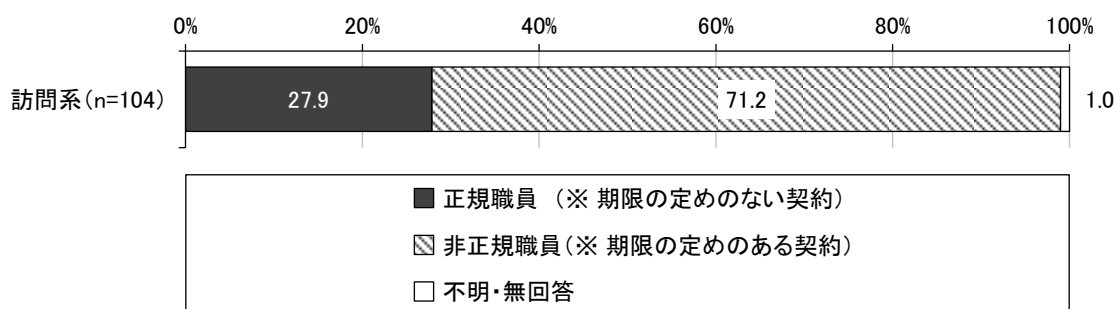
《施設系・通所系》では「正規職員」が 65.6%、「非正規職員」が 33.8%となっています。

《訪問系》では、「正規職員」が 27.9%、「非正規職員」が 71.2%となっています。

《施設系・通所系》



《訪問系》

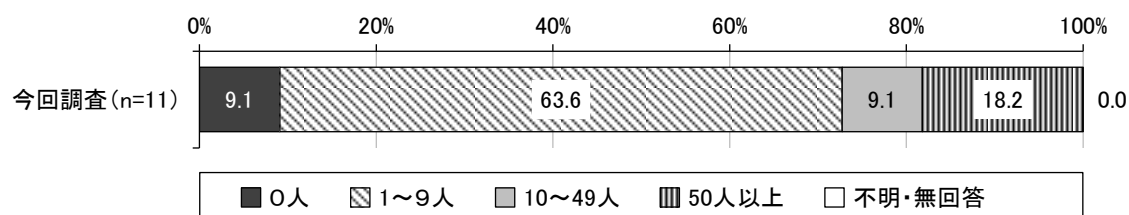


4 居所変更実態調査結果

居所変更実態調査は、施設等の待機状況や施設からの退去理由等を把握し、第9期計画に反映します。

①待機者数

「1～9人」が63.6%と最も高く、次いで「50人以上」が18.2%、「0人」と「10～49人」が9.1%となっています。



②施設等からの退去理由

退去理由の上位1位から3位までの合計で比較すると、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が90.9%、「認知症が悪化したから」「費用負担が重くなったから」がそれぞれ45.5%となっています。

第1位		第2位		第3位	
その他	36.4	医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから	63.6	認知症の症状が悪化したから	45.5
必要な身体介護が発生・増大したから	18.2	費用負担が重くなったから	18.2	必要な生活支援が発生・増大したから	9.1
医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから	18.2	必要な身体介護が発生・増大したから	9.1	医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから	9.1
費用負担が重くなったから	18.2	不明・無回答	9.1	入所・入居者の状態等が改善したから	9.1
不明・無回答	9.1	—	—	費用負担が重くなったから	9.1
—	—	—	—	不明・無回答	9.1

第3節 高齢者福祉の課題の整理

社会状況の変化や各種統計・調査結果、関連施策の状況等を踏まえ、第9期計画期間における高齢者福祉の課題を次のとおり整理します。

視点1 生涯現役に向けた環境づくり

筋力のおとろえや骨折などが、要介護状態へとつながる大きなリスクになります。高齢になるほど転倒を経験しており、転倒への不安が高いことから、引き続き介護予防に関する取組を推進する必要があります。

また、健康寿命の延伸にともない、高齢者の活躍が一層期待されます。一方で、地域づくり活動への参加意向はあるものの、実際に地域活動に参加している高齢者の割合が低いなど、参加意向が活動に結びつかない状況がうかがえます。

高齢者が自らの健康づくりに取り組みながら、いつまでも自分らしく地域で活躍できるよう、支援を充実していくことが必要です。

視点2 地域における総合的な支援体制づくり

介護・介助を必要とする高齢者の在宅生活を支える介護者・介助者は、これまでより高齢化しています。また、介護負担によって、就労の継続に不安を感じる人も少なくありません。

一方、公的サービスのみでは、多様化する高齢者の生活支援ニーズに対応することが難しくなっており、ボランティアなど、地域ぐるみの支援の必要性が高まっています。

国では、令和5年6月に認知症基本法を可決するなど、認知症への対応を更に推進していくこととしており、市でもこれまで以上に、認知症の方の見守り・安全確保など、地域全体で支援に取り組むことが重要です。

地域における総合的な支援体制づくりに向けて、福祉に対する市民の理解を促進し、担い手となる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

視点3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

市の高齢者人口は増加傾向にあり、年齢構成は75歳以上の後期高齢者が65歳から74歳の前期高齢者を大きく上回る推計となり、より高齢化が進展していくことが予測されます。高齢者世帯の構成は、近年、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯が増加傾向にあります。

高齢者が安心して外出や移動をすることができる環境を整えるため、道路・施設のバリアフリー化をはじめ、公共交通機関の充実を図る必要があります。また、誰もが安心して暮らせる住まいの確保やバリアフリー化を進めるなど、在宅での生活を支援していくことも必要です。

さらに、近年は大規模自然災害の増加や、高齢者を狙った特殊詐欺が多発しています。加えて、新型コロナウイルス感染症をはじめとする、様々な感染症の流行が懸念されます。

地域ぐるみの防災・防犯体制の充実を図り、自然災害や特殊詐欺から高齢者を守る必要があります。また、感染症の流行に対して、適時適切な対策を実施していくことが重要です。

視点4 介護保険制度の適切な運用

介護保険制度が定着し、高齢化の進展に合わせて要介護認定者も増加する中、介護サービスの利用が増大しています。介護サービス利用にともなう総給付費は、令和3年度から令和5年度にかけて1割を超える増加を見込んでおり、今後も、費用負担が増していくことが予想されます。

介護サービス利用の状況では、施設サービスの割合が高く、今後も高い需要が見込まれる状況にあります。

引き続き、在宅医療・介護連携の推進に取り組み、住み慣れた地域で必要なサービスを必要な人が安心して利用できる環境を維持・充実するとともに、介護予防の取組を一層強化する必要があります。

また、介護サービス従事者については、特に訪問系サービスでは「非正規雇用」の割合が7割を超えており、離職者の割合も施設系サービスに比べて高くなっています。

今後の要介護認定者の増加と、介護保険制度を支える次世代の減少を見据え、介護給付の適正化に努めるとともに、介護サービス事業者等の業務効率化及び介護人材確保に向けた取組を支援することが重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本方針

1 基本理念

第8期計画の基本理念を継承し、次のとおり定めます。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、
安心して、豊かな生活を送れるまち

高齢者一人一人が尊重され、自立と尊厳を保持しながら、生きがいや役割を持ち、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、全世代の市民と共に、助け合い支え合いながら、「高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまち」をつくりあげていくことを目指します。

2 基本方針

基本理念の達成に向け、次の基本方針にもとづき、施策の展開を図ります。

基本方針 1 自立と尊厳の保持

高齢者が認知症など、様々な状況の変化に直面しても、社会の一員として役割をもち、かつ、尊厳が保たれた中で、自立した質の高い生活が送れることを目指します。

基本方針 2 健康で生きがいをもてる「生涯現役社会」の実現

介護予防・フレイル予防への取組をはじめ、高齢者自らが積極的に健康を保持・増進し、社会参加や生きがいづくりに取り組む「生涯現役社会」の実現を目指します。

基本方針 3 とともに助けあい支えあうまちの実現

市民・団体・事業者と行政の連携・協働により地域の力を向上させ、ともに助けあい支えあうまちを目指すとともに、生活支援や権利擁護等、様々な支援を包括的、継続的につないでいく「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

第2節 基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標に沿って、施策・事業の展開を図ります。

基本目標1 生涯現役に向けた環境づくり

地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりに取り組むほか、関係団体等と連携し、高齢者の社会参加を促進します。

また、介護予防・健康づくり施策の充実・推進に取り組み、「元気高齢者」の増加、「健康寿命」の延伸を図り、全ての年代の人々が希望に応じ、意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指します。

基本目標2 地域における総合的な支援体制づくり

医療と介護の連携、地域での在宅生活の支援、見守り体制の構築等を進めるとともに、地域のボランティア団体や関係機関等と連携し、地域における高齢者や家族介護者等への総合的な支援体制づくりに取り組みます。

基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者の住まいの確保に向けた支援や、公共施設、道路等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりに取り組めます。

また、災害や感染症対策、防犯・交通安全対策を推進し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

基本目標4 介護保険制度の適切な運用

人口の見通しや地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備に取り組むとともに、介護予防・生活支援の充実、認知症施策や在宅医療・介護連携の取組等を推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。

また、誰もが安心して制度を利用できるよう、認定や給付の公正化・適正化に努めるとともに、介護サービス事業者等の業務効率化及び介護人材確保に関する取組を支援し、介護保険制度の円滑な運用を図ります。

2 施策体系

基本目標	基本施策	施策	頁
1 生涯現役に向けた環境づくり	1 健康づくりの推進	(1)健康はむら 21 等の推進	42
		(2)運動を通じた健康づくりの推進	44
		(3)特定健康診査等の促進	46
	2 社会参加と生きがいづくりの推進	(1)高齢者の就労促進 (2)生きがいづくり事業の推進 (3)社会貢献活動への参加促進	48 50 54
2 地域における総合的な支援体制づくり	1 包括的な支援の推進	(1)相談支援体制の充実 (2)権利擁護の推進	56 58
		(1)地域ケアの推進 (2)高齢者の見守り活動 (3)認知症高齢者や家族介護者への支援 (4)ボランティア活動への支援・NPO との協働 (5)経済的負担の軽減	60 62 66 68 69
	3 福祉に対する理解の促進と担い手の育成	(1)福祉情報の提供 (2)福祉意識の醸成	72 74
	1 外出・移動しやすい環境づくり	(1)公共施設等のバリアフリー化 (2)高齢者の移動手段の確保	75 76
3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	2 安全・安心に暮らせる環境づくり	(1)防災対策の推進 (2)感染症対策の推進 (3)防犯対策・交通安全対策の推進	78 80 81
	3 住みよい住環境づくり	(1)住まいのバリアフリー化 (2)高齢者の居住支援	83 84
4 介護保険制度の適切な運用	1 介護保険事業	(1)居宅(介護予防)サービス (2)地域密着型(介護予防)サービス (3)施設サービス	86 91 95
	2 地域支援事業	(1)介護予防・日常生活支援総合事業 (2)包括的支援事業 (3)任意事業	97 101 108
	3 第9期介護保険事業の見通し	(1)サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー (2)介護保険サービス等の見込み量 (3)第1号被保険者の介護保険料	110 111 117
	4 介護保険制度の円滑な運営	(1)介護給付適正化の方針 (2)円滑な事業運営の推進支援 (3)自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化	121 123 126

基本目標1 生涯現役に向けた環境づくり

基本施策	施策	主要事業	頁
1 健康づくりの推進	(1)健康はむら21等の推進	1 健康手帳による健康管理	42
		2 健康教育の推進	42
		3 健康なんでも相談の推進	43
		4 健康増進法による健康診査の推進	43
		5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	43
	(2)運動を通じた健康づくりの推進	1 四季のウォークの実施	44
		2 体力づくり教室(運動ダイエット)の開催	44
		3 健康体操の実施	45
		4 健康づくりに関する意識啓発事業の実施	45
	(3)特定健康診査等の促進	1 国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施	46
		2 健康診査の実施	46
		3 ヘルスアップ健康診査の実施	47
		4 認知症検診の実施	47
2 社会参加と生きがいづくりの推進	(1)高齢者の就労促進	1 シルバー人材センターへの運営支援	48
		2 就業・社会参加の促進	48
		3 就業の促進	49
	(2)生きがいづくり事業の推進	1 敬老のつどい事業の実施	50
		2 高齢者レクリエーションのつどいの開催	50
		3 軽スポーツ等の活動の場の提供	51
		4 高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブへの支援	51
		5 世代間交流の推進(P74に再掲)	51
		6 高齢者福祉バスの運行	52
		7 お好み講座、いきいき講座の充実	52
		8 市民協働事業の推進	53
		9 老人福祉センターの運営	53
		10 ひとり暮らし高齢者いこいの一日事業の開催	53
		11 援農ボランティア制度の運用	53
	(3)社会貢献活動への参加促進	1 高齢者クラブ友愛活動への支援(P64に再掲)	54
		2 高齢者のボランティア活動の促進	54
		3 アクティブシニア向けの講座等の開催	55

基本目標2 地域における総合的な支援体制づくり

基本施策	施策	主要事業	頁
1 包括的な支援の推進	(1)相談支援体制の充実	1 総合相談事業（P101に再掲）	56
		2 生活困窮者自立支援事業	56
		3 ふれあい相談事業の支援	57
	(2)権利擁護の推進	1 高齢者虐待の防止	58
		2 緊急短期入所	58
		3 成年後見制度の推進	59
2 地域における支援体制づくり	(1)地域ケアの推進	1 小地域ネットワーク活動の支援(P63に再掲)	60
		2 市民活動センターの運営(P68に再掲)	60
		3 協働による事業運営の推進	60
		4 町内会・自治会活動への支援	61
		5 協働事業の市民提案制度の実施	61
		6 福祉サービス総合支援事業の充実	61
	(2)高齢者の見守り活動	1 救急通報システム事業	62
		2 民生・児童委員等との連携(P72に再掲)	62
		3 友愛訪問員活動の充実	63
		4 小地域ネットワーク活動の支援(P60の再掲)	63
		5 高齢者福祉電話事業(P70に再掲)	63
		6 救急医療情報キットの配付	64
		7 保健・医療及び福祉関係団体との連携	64
		8 高齢者クラブ友愛活動への支援(P54の再掲)	64
		9 高齢者見守り事業の実施	65
	(3)認知症高齢者や家族介護者への支援	1 徘徊高齢者探索サービス事業	66
		2 家族介護者への支援(P109に再掲)	66
		3 家族介護慰労金の支給(P109に再掲)	66
		4 チームオレンジの活動支援(P105に再掲)	67
	(4)ボランティア活動への支援・NPOとの協働	1 地域福祉ボランティア講座・講習会の実施	68
		2 市民活動センターの運営(P60の再掲)	68
		3 はむら人ネット(人材バンク)の充実と活用	68
	(5)経済的負担の軽減	1 自立支援住宅改修給付事業(P83に再掲)	69
		2 上下水道使用料助成	69
		3 高齢者福祉電話事業(P63の再掲)	70
		4 高齢者おむつ給付事業	70
		5 ねたきり高齢者等寝具乾燥事業	70
		6 車いす等福祉機器の貸出しの紹介	70
		7 養護老人ホームへの入所措置	70
		8 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業の実施	71
3 福祉に対する理解の促進と担い手の育成	(1)福祉情報の提供	1 市民への情報提供及び啓発	72
		2 民生・児童委員等との連携(P62の再掲)	72
		3 「まちづくり出前講座」の実施	72
		4 「ふれあい福祉のしおり」の発行・配布	73
	(2)福祉意識の醸成	1 福祉教育の充実	74
		2 福祉意識の啓発	74
		3 世代間交流の推進(P51の再掲)	74

基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

基本施策	施策	主要事業	頁
1 外出・移動しやすい環境づくり	(1)公共施設等のバリアフリー化	1 公共施設のバリアフリー化の推進	75
		2 歩行者の安全に配慮した道路の整備	75
		3 安全な歩行通路の確保	75
	(2)高齢者の移動手段の確保	1 ふれあいキャリーへの支援	76
		2 NPO等による福祉有償運送事業の支援	76
		3 コミュニティバス「はむらん」の運行の充実	77
		4 福祉輸送(福祉タクシー)事業等の紹介	77
2 安全・安心に暮らせる環境づくり	(1)防災対策の推進	1 避難行動要支援者の支援体制の推進	78
		2 福祉避難所の開設・運営	78
		3 要援護高齢者の避難受入の要請	78
		4 住宅火災通報システム事業	79
	(2)感染症対策の推進		80
	(3)防犯対策・交通安全対策の推進	1 地域ぐるみでの防犯活動の推進	81
		2 交通安全対策の推進	81
		3 道路の安全対策の推進	81
		4 消費生活被害の防止	82
3 住みよい住環境づくり	(1)住まいのバリアフリー化	1 自立支援住宅改修給付事業(P69の再掲)	83
	(2)高齢者の居住支援	1 シルバーピア(高齢者集合住宅)事業の実施	84
		2 サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム等の整備	84
		3 住宅セーフティネット制度の紹介	85
		4 高齢者に配慮した市営住宅の整備	85

基本目標4 介護保険制度の適切な運用

基本施策	施策		主要事業	頁
1 介護保険事業	(1)居宅(介護予防)サービス	① 訪問サービス	1 訪問介護(ホームヘルプ)	86
			2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	86
			3 訪問看護・介護予防訪問看護	87
			4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	87
			5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	87
		② 通所サービス	1 通所介護(デイサービス)	88
			2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	88
		③ 短期入所サービス	1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	88
			2 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	89
		④ 福祉用具・住宅改修サービス	1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	89
			2 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	89
			3 住宅改修費・介護予防住宅改修費	90
		⑤ その他のサービス	1 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	90
			2 居宅介護支援・介護予防支援	90
	(2)地域密着型(介護予防)サービス	① 訪問・通所系サービス	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	91
			2 夜間対応型訪問介護	91
			3 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	92
			4 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	92
			5 看護小規模多機能型居宅介護	92
			6 地域密着型通所介護	93
		② 施設・居住系サービス	1 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	94
			2 地域密着型特定施設入居者生活介護	94
			3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	94
	(3)施設サービス	① 施設サービス	1 介護老人福祉施設	95
			2 介護老人保健施設	95
			3 介護医療院	96
2 地域支援事業	(1)介護予防・日常生活支援総合事業	① 介護予防・生活支援サービス事業	1 訪問型サービス	97
			2 通所型サービス	98
			3 その他の生活支援サービス	98
			4 介護予防支援事業	98
		② 一般介護予防事業	1 介護予防事業対象者の把握事業	99
			2 介護予防普及啓発事業	99
			3 地域介護予防活動支援事業	100
			4 一般介護予防事業評価事業	100
			5 地域リハビリテーション活動支援事業	100
	(2)包括的支援事業	① 地域包括支援センターの運営	1 総合相談事業(P56の再掲)	101
			2 権利擁護事業	101
			3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	102
			4 地域包括支援センターの機能強化	102
		② 在宅医療・介護連携の推進	1 在宅医療・介護の連携	103
		③ 認知症施策の推進	1 認知症初期集中支援推進事業	104
			2 認知症地域支援・ケア向上事業	104
			3 認知症サポーター養成事業	105
			4 チームオレンジの活動支援(P67の再掲)	105
		④ 生活支援体制の整備	1 生活支援・介護予防サービスの体制整備事業	106
		⑤ 地域ケア会議	1 地域ケア会議の開催	107

基本目標4 介護保険制度の適切な運用

基本施策	施策		主要事業	頁
2 地域支援事業	(3)任意事業	① 介護給付適正化事業	1 介護給付適正化事業	108
		② 家族介護支援事業	1 家族介護者への支援(P66の再掲)	109
			2 家族介護慰労金の支給(P66の再掲)	109
3 第9期介護保険事業の見通し	(1)サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー			110
	(2)介護保険サービス等の見込み量			111
	(3)第1号被保険者の介護保険料			117
4 介護保険制度の円滑な運営	(1)介護給付適正化の方針	① 介護給付適正化計画の位置づけ	1 要介護認定の適正化	121
			2 ケアプラン等の点検	121
			3 医療情報との突合・縦覧点検	122
	(2)円滑な事業運営の推進支援	① 介護保険事業の円滑な運営のための機関	1 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会	123
			2 羽村市地域包括支援センター運営協議会	123
			3 羽村市地域ケア推進会議	123
		② 介護保険事業の質の向上・確保	1 事業者への適切な指導	123
			2 介護支援専門員などに対する支援	123
			3 苦情相談体制の充実	124
			4 福祉サービス第三者評価の受審促進	124
			5 介護人材の確保	124
		③ 介護保険事業の情報の提供	1 介護サービス情報の公表制度の周知	124
			2 介護保険制度の普及啓発	124
		④ サービス利用の促進	1 低所得者に対する利用者負担の軽減	124
		⑤ 災害・感染症に対する備えの検討	1 災害に対する備えの検討	125
			2 感染症に対する備えの検討	125
	(3)自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化	① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進		126
			1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	126
		② 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	2 リハビリテーションサービス提供体制に関する取組と目標の設定	127
3 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価	128			

《各 論》

基本目標 1 生涯現役に向けた環境づくり

1 健康づくりの推進

(1) 健康はむら 21 等の推進

施策の方針

市民一人一人の健康づくりを促進し、健康な心身の維持・増進を図るとともに、生涯現役を目指した健康寿命の延伸を図ります。

事業名	1 健康手帳による健康管理			担当課	健康課	
概要	健康診査等の結果や血圧・体重の値など、日々の健康状態を記録することで、自分の健康管理に役立つ健康手帳を配布します。					
方向性	保健センターや市民課窓口で配布します。胃がん・肺がん検診会場での体脂肪率・血圧測定とその結果について説明を行い、経年的に健康状態を把握することの重要性について周知を図ります。 また、多様化する市民ニーズ等に合わせた健康管理の手法について研究します。					
指標	実績値			計画値		
配布数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40 歳以上	154	135	150	150	150	150

※令和5年度は見込み値

事業名	2 健康教育の推進			担当課	健康課	
概要	自ら健康づくりに取り組むことができるよう、保健師や管理栄養士等による生活習慣病予防の健康教育やこころの健康づくりに着目した講座を開催します。 また、町内会・自治会等の要望に応じて、地域集会施設等身近なところで健康づくりが行える機会を提供します。					
方向性	糖尿病や高血圧などの生活習慣病予防をテーマにした講座を開催し、生活習慣の改善に向けた栄養や運動等の具体的な内容を伝えます。 また、町内会・自治会や各種団体等の要望に応じて、身近なところで健康づくりが学べる機会を提供します。					
指標	実績値			計画値		
開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年齢制限なし	13	34	46	46	48	48

※令和5年度は見込み値

事業名	3 健康なんでも相談の推進			担当課	健康課	
概要	保健師と管理栄養士による個別相談を毎月2回定期的に実施し、生活習慣や食事・栄養、こころの健康等に関する相談に対応します。 また、がん検診会場や確定申告会場などに相談場所を設け、市民の健康相談に対応するとともに、健康な心身の維持・増進の必要性について啓発します。					
方向性	個別相談のほか、がん検診、健康教育等、人の集まる機会を活用した相談の場づくりに取り組みます。 また、多くの方が利用できるよう普及啓発に努めるとともに、市民が受けやすい健康相談会の提供に努めます。					
指標	実績値			計画値		
開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主に 40 歳以上	41	41	48	50	50	50

※令和5年度は見込み値

事業名	4 健康増進法による健康診査の推進			担当課	健康課	
概要	疾病の早期発見・早期治療を目的として各種がん検診を実施するとともに、市広報紙や市公式サイト等で検診の必要性の周知に努めます。					
方向性	各種がんの早期発見・早期治療を目的とした検診を実施します。 検診の必要性、実施に関する周知については、市広報紙や市公式サイト等により受診者数の増加を図ります。					
指標	実績値			計画値		
胃がん(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40 歳以上	970	1,028	1,600	1,600	1,600	1,600
肺がん(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40 歳以上	1,175	1,256	1,600	1,600	1,600	1,600
子宮がん(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
20 歳以上 女性	1,110	1,028	1,300	1,300	1,300	1,300
乳がん(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40 歳以上 女性	955	905	1,250	1,250	1,250	1,250
大腸がん(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40 歳以上	6,261	6,190	7,200	7,200	7,200	7,200

※令和5年度は見込み値

事業名	5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	担当課	市民課・高齢福祉 介護課・健康課
概要	医療情報等から、高齢者特有の健康に関する課題を把握し、必要な保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。		
方向性	保健・医療・介護予防等に関する部署が連携し、高齢者の抱えるフレイル等の多様な課題に対応した、きめ細やかな支援を行います。		

(2) 運動を通じた健康づくりの推進

施策の方針

運動等を通して、健康づくりを促進するとともに、地域において活躍できる場や機会を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

事業名	1 四季のウォークの実施			担当課	スポーツ推進課	
概要	スポーツ推進委員によるウォーク事業を実施し、それぞれの特徴あるコースを巡りながら、健康・体力づくりを進めます。					
方向性	秋と春の年2回、四季を感じられ、その地域の特徴を見られるような場所を中心に事業を実施し、市民の心身の健康増進に取り組みます。					
指標	実績値			計画値		
開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	中止	2	2	2	2
参加者数(人) 年齢制限なし	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	46	－	80	60	60	60

※令和4年度は雨天により中止した。

※令和5年度は見込み値

事業名	2 体力づくり教室(運動ダイエット)の開催			担当課	スポーツ推進課	
概要	保健師やスポーツトレーナー等による講義や実技を実施し、生活習慣病の予防を図ります。					
方向性	運動不足になりがちな年末年始を中心に、スポーツを基本に食事を含めた栄養摂取の両面から、健康づくりのきっかけづくりを推進します。					
指標	実績値			計画値		
開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	8	8	8	8	8	8
参加者数(人) 年齢制限なし	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	109	128	160	160	160	160

※令和5年度は見込み値

事業名	3 健康体操の実施			担当課	スポーツ推進課	
概要	初心者を対象にした「ビギナー健康体操」を開催するとともに、主に継続者を対象とした「健康体操」を実施します。					
方向性	「ビギナー健康体操」を週1回実施するとともに、「健康体操」を週2回実施し、参加者の反応などを見ながら、内容の改善を図ります。					
指標	実績値			計画値		
開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	95	153	155	155	155	155
参加者数(人) 年齢制限なし	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1, 669	3, 094	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000

※令和5年度は見込み値

事業名	4 健康づくりに関する意識啓発事業の実施			担当課	健康課	
概要	健康づくり推進員との連携により、栄養・運動・こころの健康づくり等をテーマにしたイベント(はむら健康フェア)を実施し、生活習慣病に関する正しい知識の普及を図ります。					
方向性	市民自らが健康づくりに関心を持ち、こころと身体の健康づくりに取り組めるよう、健康づくりイベントの充実を図り、様々な媒体や体験等を通じて普及啓発を推進します。					
指標	実績値			計画値		
参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	中止	146	500	500	500	500

※令和5年度は見込み値

(3) 特定健康診査等の促進

施策の方針

健診等を通して、健康状態の把握と健康への意識づけを促進し、自ら健康管理と健康づくりに取り組む意識の啓発を図ります。

事業名	1 国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施	担当課	健康課			
概要	40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病のリスクの高いメタボリックシンドロームの該当者・予備群を早期に発見するため、特定健康診査(特定検診)を実施します。該当者については、生活習慣の改善のための特定保健指導を実施し、壮・中年期からの健康維持と予防意識の向上に取り組めます。					
方向性	特定健診については、毎年継続した受診者を増やすために、市広報紙や市公式サイト等による周知や個別の受診勧奨を行います。 特定保健指導については、必要性や内容、効果等をわかりやすく市民へ説明し、実施率の向上に取り組めます。					
指標	実績値			計画値		
特定健診受診率 (%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	50.9	48.9	60.0	50.0	52.5	55.0
特定保健指導実施率 (%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10.4	11.4	30.0	15.0	16.5	18.0

※令和5年度は見込み値

事業名	2 健康診査の実施			担当課	健康課	
概要	75 歳以上の高齢者を対象に、生活習慣病の早期発見、健康の保持・増進及び医療費の適正化を図るため、健康診査(健診)を実施します。					
方向性	継続して健診を受けることの必要性について周知を図ります。 健康管理に関する意識の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防を目指し、健診結果の説明や、情報提供を行います。					
指標	実績値			計画値		
受診率(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
75 歳以上	58.7	58.7	62.0	62.0	63.0	63.0

※令和5年度は見込み値

事業名	3　ヘルスアップ健康診査の実施			担当課	健康課	
概要	特定健診等と合わせて、6項目(心電図・ヘマトクリット値・血色素判定・赤血球数・血清クレアチニン・尿酸)の健康診査を追加した市独自のヘルスアップ健康診査を実施します。					
方向性	特定健診と合わせて実施し、生活習慣病等の早期発見、早期治療につなげます。 毎年継続した受診者が増えるよう、市広報紙や市公式サイト等を活用した周知や個別の受診勧奨を行います。					
指標	実績値			計画値		
受診者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	8,937	8,961	9,500	9,500	9,500	9,500

※令和5年度は見込み値

事業名	4 認知症検診の実施			担当課	高齢福祉介護課	
概要	セルフチェックにより該当した高齢者等を対象に、認知機能検査を実施します。認知機能の低下に対応した支援に取り組みます。					
方向性	認知症の早期診断及び適切な治療・支援につなげるために、認知症に対する正しい知識の普及啓発を推進します。 市広報紙や市公式サイト等を活用した周知や個別の受診勧奨を行います。					
指標	実績値			計画値		
受診者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	—	—	30	30	30

2 社会参加と生きがいのづくりの推進

(1) 高齢者の就労促進

施策の方針

高齢者の就労機会や地域で活躍できる場を充実させることにより、生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

事業名	1 シルバー人材センターへの運営支援	担当課	高齢福祉介護課
概要	高齢者の就労支援の拠点であるシルバー人材センターに対し、運営費等の助成を行うとともに、各種公共施設の管理等を委託します。		
方向性	高齢者の就労支援の拠点であるシルバー人材センターに対し、施設の提供や運営費を助成し、社会参加の機会の提供や生きがいのづくりを支援します。		

事業名	2 就業・社会参加の促進			担当課	高齢福祉介護課 (シルバー人材センター)	
概要	就業のための技術習得講習会や家事援助サービス・接遇に関する研修会の実施、関係団体の開催する研修会への参加により、シルバー人材センター会員の技術向上に努めます。 また、公園や道路の清掃活動、通学児童見守り等の社会奉仕活動等の機会を確保し、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ります。					
方向性	就業のための技術習得講習会を継続して開催するとともに、家事援助サービスへの就業機会の拡大を図ります。					
指標	実績値			計画値		
受託件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4, 127	4, 341	4, 800	4, 809	4, 956	5, 103
就業率(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	85. 3	87. 6	85. 5	86. 0	86. 5	87. 0

※令和5年度は見込み値

事業名	3 就業の促進			担当課	産業振興課	
概要	働く人々の環境が向上するよう、ハローワーク青梅や東京しごとセンターなど関係機関と連携し、雇用対策・労働環境の充実を図ります。					
方向性	求職中の方の総合的な就労支援のためのハローワークの出張相談や、雇用環境改善・向上に資するため専門員による各種就職相談会、就職支援セミナーの開催などを支援します。					
指標	実績値			計画値		
ハローワークの出 張相談(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	11	23	24	24	24	24
ハローワークの出 張相談参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	42	50	70	70	70	70

※令和5年度は見込み値

(2) 生きがいつくり事業の推進

施策の方針

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、地域で趣味や交流の場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

事業名	1 敬老のつどい事業の実施			担当課	高齢福祉介護課	
概要	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、交流の機会として、敬老の日に合わせた「敬老のつどい」を開催します。					
方向性	敬老の日に合わせて「敬老のつどい」を開催するとともに、金婚式対象者を敬老のつどいに招待します。					
指標	実績値			計画値		
入場者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	中止	883	831	1,000	1,000	1,000

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は中止した。

事業名	2 高齢者レクリエーションのつどいの開催			担当課	高齢福祉介護課	
概要	60 歳以上の日頃、体を動かすことの少ない方、あるいは、外出する機会の少ない方を対象に、レクリエーションを通じて健康と親睦を深めることを目的とし、高齢者クラブ連合会との共催により開催します。					
方向性	高齢者がいつまでも元気でいられるよう、高齢者クラブが主体となり、レクリエーションや介護予防を目的としたプログラムを通じて健康の保持と親睦を深めていきます。 また、高齢者クラブ会員でない一般の方の参加を促進します。					
指標	実績値			計画値		
参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	中止	中止	340	400	400	400

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度・令和4年度は中止した。

事業名	3 軽スポーツ等の活動の場の提供	担当課	高齢福祉介護課
概要	高齢者がゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフ等を通じて、体力の維持や地域の人々との交流を深め、いきいきとした生活を送るために、高齢者クラブ等に、ゲートボール場や児童公園など、軽スポーツ活動を行う場を提供します。		
方向性	高齢者が、体力の維持や地域の人々との交流を深め、いきいきとした生活を送れるよう、軽スポーツなどの活動の場を提供します。		

事業名	4 高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブへの支援	担当課	高齢福祉介護課
概要	自主的な社会貢献活動や健康・生きがいづくり活動等を推進し、会員の健康保持・増進を図るため、高齢者クラブ連合会及び各高齢者クラブに、助成金を交付します。 また、高齢者クラブ連合会の事務局として運営を支援します。		
方向性	高齢者クラブ連合会及び各高齢者クラブが行う事業を支援し、主体的な社会貢献活動や健康・生きがいづくり活動等を推進し、魅力的な活動の展開を図ります。 また、会員増強のため、広報活動を支援します。		
指標	実績値		
クラブ数(クラブ)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	29	28	28
会員数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2,470	2,339	2,233
加入率(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
60歳以上	15.3	14.1	16.5

※令和5年度は見込み値

事業名	5 世代間交流の推進（P74に再掲）	担当課	各課
概要	高齢者クラブやシルバー人材センター会員による登下校時の子どもの見守り活動のほか、地域活動や生涯学習活動等において、子どもから高齢者までの幅広い世代がともに参加し、交流できる事業を推進します。		
方向性	高齢者クラブ、町内会・自治会、サークル等による各種事業を通じて、異世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいや共通理解の増進に努めます。		

事業名	6 高齢者福祉バスの運行			担当課	高齢福祉介護課	
概要	高齢者クラブ会員相互の親睦や交流、研修、外出する機会の提供等のために福祉バスを運行します。					
方向性	高齢者クラブ事業や高齢者福祉事業のうち、多数の会員を対象とした事業について、高齢者福祉バスを運行し、高齢者福祉の増進を図ります。					
指標	実績値			計画値		
利用者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	168	757	1,000	1,200	1,200	1,200
利用回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	11	34	40	40	40	40

※令和5年度は見込み値

事業名		7 お好み講座、いきいき講座の充実			担当課	高齢福祉介護課	
概要		心身の健康増進につなげるため、老人福祉センターじゅらく苑及びいきの里において、高齢者の生涯学習の場、交流の場としての各種講座を開催します。					
方向性		高齢者の教養を高め、生きがいづくりに寄与するほか、高齢者の自主的な文化活動を促進し、高齢者同士の仲間づくりにより孤独感を解消するとともに、心身の健康を保てるよう各種講座を開催します。					
指標		実績値			計画値		
老人福祉センター じゅらく苑	一般講座数(講座)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		4	4	4	4	4	4
	ボランティア講座数(講座)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		3	3	3	3	3	3
	参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		1,372	1,706	2,000	2,000	2,000	2,000
在宅サービスセンター いきの里	一般講座数(講座)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		8	8	8	8	8	8
	ボランティア講座数(講座)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		11	10	11	11	11	11
	参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		4,511	3,533	5,000	5,000	5,000	5,000

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度・令和4年度は講座を一部中止した。

※令和5年度は見込み値

事業名	8 市民協働事業の推進			担当課	生涯学習センター ゆとろぎ	
概要	生涯学習センターゆとろぎで実施する事業の企画及び運営をゆとろぎ協働事業運営市民の会と協働で行います。 また、市民ニーズや時代に適した講座に関する情報を提供します。					
方向性	生涯学習センターゆとろぎを活用する各種講座について、市民と協働することにより、市民が主体となった企画・運営を支援します。					
指標	実績値			計画値		
参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	198	199	200	200	200	200

※令和5年度は見込み値

事業名	9 老人福祉センターの運営	担当課	高齢福祉介護課、 高齢者在宅サービスセンター
概要	老人の福祉の向上及び健康の保持増進を図るため、老人福祉センターじゅらく苑及びいこいの里を運営します。		
方向性	高齢者の生きがい活動や交流の場として、老人福祉センターじゅらく苑及びいこいの里の適切な管理・運営を行います。		

事業名	10 ひとり暮らし高齢者いこいの一日事業の開催	担当課	高齢福祉介護課
概要	友愛訪問員の訪問世帯等で、日ごろ外出機会の少ないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、孤独感の解消や外出する機会を提供します。		
方向性	友愛訪問員と連携し、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、日帰りバスハイクを隔年で実施します。広く市民に周知し、参加者の増加に取り組みます。		

事業名	11 援農ボランティア制度の運用			担当課	産業振興課	
概要	農業に関心を持ち、市の農業を応援してくださる方に、ボランティアの受け入れを希望している農家を紹介します。農業を体験することで、食の安全や安心が実感でき、農業者との交流や農業技術の習得等、余暇の活用・充実を図ります。					
方向性	各イベントを活用し、市民への周知を図り、農業体験による健康増進、高齢社会における余暇の活用・充実に向け、取り組みます。					
指標	実績値			計画値		
新規登録者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	14	5	5	5	5

※令和5年度は見込み値

(3) 社会貢献活動への参加促進

施策の方針

羽村市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、ボランティア活動の体制整備をすすめ、地域資源の活用促進と活性化を図ります。

事業名	1 高齢者クラブ友愛活動への支援 (P64に再掲)			担当課	高齢福祉介護課	
概要	高齢者クラブが実施する、地域のひとり暮らしや寝たきりの高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援し、高齢者の孤独感の解消を図ります。					
方向性	高齢者の孤独感の解消を図るため、高齢者クラブが実施する、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援します。					
指標	実績値			計画値		
実施クラブ数 (クラブ)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	29	28	28	28	28	28
延べ活動回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,809	1,542	1,800	1,800	1,800	1,800

※令和5年度は見込み値

事業名	2 高齢者のボランティア活動の促進			担当課	高齢福祉介護課	
概要	高齢者クラブが実施する、地域の公園や会館など公共施設の清掃活動等のボランティア活動を支援し、高齢者クラブの社会貢献とクラブ活動の活性化を図ります。					
方向性	高齢者クラブの社会貢献とクラブ活動の活性化を図るため、高齢者クラブが実施するボランティア活動を支援します。					
指標	実績値			計画値		
延べ活動日数(日)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,129	1,423	1,400	1,400	1,400	1,400
延べ活動人数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	16,956	16,745	16,000	16,000	16,000	16,000

※令和5年度は見込み値

事業名	3 アクティブシニア向けの講座等の開催			担当課	生涯学習センター ゆとろぎ、高齢福祉介護課	
概要	アクティブシニア等を応援する講座や、生きがいづくりのための趣味等の講座を生涯学習センターゆとろぎで開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。					
方向性	社会参加等のきっかけづくりのために、アクティブシニアを応援する講座や、生きがいづくりのための趣味等の講座を開催します。					
指標	実績値			計画値		
参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	330	314	350	350	350	350

※令和5年度は見込み値

基本目標 2 地域における総合的な支援体制づくり

1 包括的な支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

施策の方針

不安や悩みをかかえる高齢者等に対し、関連する施策や事業を提供するとともに、機関との連携に取り組み、相談支援体制の充実を図ります。

事業名	1 総合相談事業（P101に再掲）			担当課	高齢福祉介護課	
概要	高齢者の総合相談を各地域包括支援センターで実施します。市の窓口で受けた相談については適宜担当する地域包括支援センターに継続相談としてつなぎます。					
方向性	地域包括支援センターに配置された専門職が、高齢者本人や家族に関する様々な相談への対応及び専門機関への橋渡しを行う等、必要な支援を行います。 また、相談内容等を分析し、地域課題に即した在宅支援を行います。					
指標	実績値			計画値		
延べ相談件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5,423	5,733	6,000	6,000	6,000	6,000

※令和5年度は見込み値

事業名	2 生活困窮者自立支援事業			担当課	社会福祉課	
概要	生活困窮者自立支援事業において、相談支援員による相談と、関係機関と連携した包括的な支援を実施します。					
方向性	複合的な支援を必要とするケースについては、相談内容の多様性に対応できるよう連携を強化します。					
指標	実績値			計画値		
相談支援員による 新規相談数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	108	127	120	120	120	120

※令和5年度は見込み値

事業名	3 ふれあい相談事業の支援				担当課	社会福祉課(社会福祉協議会)
概要	経験を積んだ専門の相談員によるふれあい相談を実施し、毎日の生活の中から生まれる悩みの問題解決に向けて支援を行います。					
方向性	多様化する悩みごとや問題について、ふれあい相談事業を行う社会福祉協議会に対して継続的な支援を行います。					
指標	実績値			計画値		
実施日数(日)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	97	97	100	100	100	100
指標	実績値			計画値		
延べ相談件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	340	337	300	300	300	300

※令和5年度は見込み値

（２）権利擁護の推進

施策の方針

高齢者虐待防止や認知症・精神疾患等により判断能力の低下した高齢者を支援するため、関係機関との連携体制を強化し、必要に応じて速やかな措置を講じることができる体制整備を推進します。

事業名	1 高齢者虐待の防止			担当課	高齢福祉介護課	
概要	地域や関連機関との連携体制づくりを進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、専門家や関連機関で組織する「高齢者虐待防止連絡会議」において情報交換や普及啓発に関する話し合いを行います。また、高齢者虐待の予防を目的とした研修や講演会、市広報紙や市公式サイト等による普及啓発を行います。 虐待事例が発生した場合には、高齢者虐待防止連絡会議の委員の一部で構成する「虐待対応ケア会議」、直接支援に携わる関係者間で構成する「コアメンバー会議」等を開催し、支援の方向性等について具体的な検討を行います。					
方向性	高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、高齢者の権利擁護に係る事業実施、普及啓発を行うほか、支援者や関連部署との情報共有、連携強化を図ります。					
指標	実績値			計画値		
権利擁護講演会参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	61	87	100	100	100	100

※令和5年度は見込み値

事業名	2 緊急短期入所	担当課	高齢福祉介護課
概要	高齢者虐待などを事由に、緊急的に分離・保護が必要な高齢者に対し、介護保険施設等への短期入所の支援を行います。		
方向性	養護者による虐待などのため、緊急的に分離・保護が必要な高齢者の一時的な居室の確保として、介護保険施設等と連携し、必要に応じて緊急短期入所を行います。		

事業名	3 成年後見制度の推進			担当課	社会福祉課、高齢福祉介護課、障害福祉課	
概要	成年後見制度利用支援機関(成年後見制度推進機関)と連携し、制度の説明や申立て手続きの支援、後見人等が行う業務の相談支援等を実施し、円滑な相談対応に向けた相談体制づくりを行います。 また、地域のネットワークを活用した関係機関との連携の強化を図ります。					
方向性	成年後見制度利用支援機関を中心とし、成年後見制度を利用しやすい相談体制の強化を図ります。					
指標	実績値			計画値		
成年後見利用支援機関情報交換会(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	1	2	2	2	2
地域包括支援センター相談対応件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	38	40	45	45	45	45

※令和5年度は見込み値

2 地域における支援体制づくり

(1) 地域ケアの推進

施策の方針

羽村市社会福祉協議会をはじめ、町内会・自治会、市民活動団体等、地域との協働を推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

事業名	1 小地域ネットワーク活動の支援 (P63に再掲)			担当課	社会福祉課(社会福祉協議会)	
概要	小地域ネットワーク活動推進事業(1. 地域住民の交流に関する事業 2. 要援護者の社会参加に関する事業 3. 要援護者の健康維持、生きがいづくり及び孤独感の解消に関する事業 4. 要援護者への声かけ及び見守りに関する事業等)への支援を行います。					
方向性	地域住民が主体となり、支え合いや見守りなどの活動の活性化や充実に向け、羽村市社会福祉協議会と協働して支援します。					
指標	実績値			計画値		
活動団体数(団体)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	36	35	39	39	39	39

※令和5年度は見込み値

事業名	2 市民活動センターの運営 (P68に再掲)	担当課	地域振興課
概要	市民活動の拠点となるコミュニティセンターの運営、市広報紙内「団体のひろば」欄への掲載年6回、市民活動団体ガイドの発行及び各種講座等を実施します。		
方向性	市民活動の活性化につながるよう事業を実施します。		

事業名	3 協働による事業運営の推進	担当課	各課
概要	市の重要な施策等を定める際に、広く市民等からの意見や情報を求める意見公募手続(パブリック・コメント)を実施します。 市政への市民参画を促進し、市政運営に市民の意見を反映することを目的に、審議会等へ市民公募委員を募集します。		
方向性	市の施策立案や、市主催事業の企画・運営に、高齢者を含む市民が参画し、市民と行政が協働して実施する機会を推進します。		

事業名	4 町内会・自治会活動への支援			担当課	地域振興課	
概要	各町内会・自治会及び町内会連合会へ助成金を交付し、活動を支援します。 また、各町内会・自治会の運営支援並びに町内会連合会の事業実施を支援します。					
方向性	各町内会・自治会及び町内会連合会への財政的支援、会員の退会防止と加入促進の支援及び負担軽減を図ります。					
指標	実績値			計画値		
町内会・自治会の加入率(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	33.1	31.4	30.0	30.0	30.0	30.0

※令和5年度は見込み値

事業名	5 協働事業の市民提案制度の実施			担当課	地域振興課	
概要	市民活動団体(市内で活動している非営利な団体)の自主性・自立性を確保しながら、団体が自ら企画・運営する、地域の課題解決の一助となる協働事業の提案を募集し、実施します。					
方向性	市民活動団体の自主性を育みながら、地域課題の解決に向けて取り組みます。					
指標	実績値			計画値		
市民提案型共同事業の実施(事業)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	2	3	3	3

※令和5年度は見込み値

事業名	6 福祉サービス総合支援事業の充実			担当課	社会福祉課(社会福祉協議会)	
概要	福祉サービス総合支援事業(1. 利用者サポートに関すること 2. 福祉サービス利用援助事業に関すること 3. 苦情対応専門相談の設置に関すること等)を羽村市社会福祉協議会に委託し実施します。					
方向性	高齢者や障害者等のためのサービス利用援助や苦情対応、専門相談等の事業を羽村市社会福祉協議会に委託し実施します。 また、利用促進のため連携して周知に努めます。					
指標	実績値			計画値		
利用者サポート(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	220	295	250	250	250	250
指標	実績値			計画値		
福祉サービス利用援助(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	22	23	20	20	20	20

※令和5年度は見込み値

（２）高齢者の見守り活動

施策の方針

ひとり暮らし高齢者を中心に、地域ぐるみで日常生活の見守りに努め、居宅生活の支援を行うことで、孤独感の解消と事故の未然防止等を図ります。

また、今後のニーズの高さを受け、活動する団体等の支援や実施の方法を検討します。

事業名	1 救急通報システム事業			担当課	高齢福祉介護課	
概要	日常生活において常時注意を必要とする 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して、消防署等に通報するシステムの機器を設置することにより、急病等の緊急時における救助の迅速化を図り、在宅生活を安心して継続することができるよう支援します。					
方向性	65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態の方の生活を守るため、救急通報システムの設置を推進します。					
指標	実績値			計画値		
利用世帯数(世帯)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	22	22	25	30	32	34

※令和5年度は見込み値

事業名	2 民生・児童委員等との連携 (P72に再掲)	担当課	社会福祉課、高齢福祉介護課
概要	高齢者の生活実態を把握し、新たに見守りが必要となった高齢者について、友愛訪問員を通じて定期的な訪問活動等につなげます。		
方向性	現在の高齢者実態調査の在り方を含め、実施方法等を検討し、引き続き、民生・児童委員と友愛訪問員の連携による見守り活動を推進します。 地域包括支援センターの総合相談や小地域ネットワーク活動を通じて得た情報等を市と共有し、連携を図ります。		

事業名	3 友愛訪問員活動の充実			担当課	高齢福祉介護課	
概要	民生・児童委員と情報の共有化を図り、65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 70 歳以上の高齢者のみの世帯のうち、見守りが必要な世帯への定期的な訪問活動を行います。					
方向性	高齢者の安否確認や話し相手になることにより、孤独感の解消と事故の未然防止を図ります。 また、訪問活動のなかで、支援が必要と思われる世帯については、地域包括支援センターにつなげます。					
指標	実績値			計画値		
訪問世帯数(世帯)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	99	68	70	70	75	75
延べ訪問等回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,746	1,461	1,500	1,500	1,600	1,600

※令和5年度は見込み値

事業名	4 小地域ネットワーク活動の支援 (P60の再掲)	担当課	社会福祉課(社会福祉協議会)
概要	小地域ネットワーク活動推進事業(1. 地域住民の社会参加に関する事業 2. 要援護者の交流に関する事業 3. 要援護者の健康維持、生きがいづくり及び孤独感の解消に関する事業 4. 要援護者への声かけ及び見守りに関する事業等)への支援を行います。		
方向性	地域住民が主体となり、支え合いや見守りなどの活動の活性化や充実に向け、羽村市社会福祉協議会と協働して支援します。		

事業名	5 高齢者福祉電話事業（P70に再掲）			担当課	高齢福祉介護課	
概要	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に、電話機の貸与及び使用料の助成を行い、各種相談や緊急連絡、安否確認等の利便を図ります。					
方向性	基準に該当する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に、電話機の貸与及び使用料の助成を行い、各種相談や緊急連絡、安否確認等の利便を図り、福祉の向上に努めます。					
指標	実績値			計画値		
利用者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	44	34	40	45	45	45

※令和5年度は見込み値

事業名	6 救急医療情報キットの配付			担当課	高齢福祉介護課	
概要	友愛訪問員の訪問世帯及び救急通報システムの設置世帯等で希望する方に救急医療情報キットを配付します。					
方向性	友愛訪問員の訪問世帯及び救急通報システムの設置世帯等で希望する方に救急医療情報キットを配付し、定期的に情報内容の確認を行い緊急時の高齢者の安全と安心の確保を図ります。					
指標	実績値			計画値		
救急医療情報キット配付件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	156	91	95	98	100	105

※令和5年度は見込み値

事業名	7 保健・医療及び福祉関係団体との連携			担当課	高齢福祉介護課、社会福祉課、健康課	
概要	保健・医療及び福祉関係団体が、高齢者とのかかわりの中で、見守りが必要と思われる場合は、地域包括支援センターと連携し、必要な支援を行います。					
方向性	保健所や保健センター等の保健機関、医師会等の医療機関、地域包括支援センター及び民生児童委員協議会や友愛訪問員等福祉の関係団体との連携を図ります。					
指標	実績値			計画値		
地域包括支援センター定例会(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12

事業名	8 高齢者クラブ友愛活動への支援 (P54の再掲)	担当課	高齢福祉介護課
概要	高齢者クラブが実施する、地域のひとり暮らしや寝たきりの高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援し、高齢者の孤独感の解消を図ります。		
方向性	高齢者の孤独感の解消を図るため、高齢者クラブが実施する、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援します。		

事業名	9 高齢者見守り事業の実施			担当課	高齢福祉介護課	
概要	民間事業者との協定締結、協力依頼により、高齢者の見守り事業を実施します。					
方向性	訪問を業務としている事業者に対して、協力の拡大を図ります。					
指標	実績値			計画値		
協定事業者数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	11	21	22	23	24	25
協力事業者数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	18	18	18	18	18	18

※令和5年度は見込み値

(3) 認知症高齢者や家族介護者への支援

施策の方針

地域が連携し、認知症高齢者の見守りや安全確保を図るとともに、認知症への理解促進や当事者が集える場を充実するなど、家族介護者の負担軽減を図ります。

事業名	1 徘徊高齢者探索サービス事業			担当課	高齢福祉介護課	
概要	介護者に探索のための機器を貸与し、また見守りシールを配付し、徘徊高齢者の位置情報の提供や保護支援を行います。					
方向性	65 歳以上の徘徊行動の見られる認知症高齢者の安全と介護者の負担を軽減するため、介護者に探索のための機器を貸与し、また見守りシールを配付し、徘徊高齢者の位置情報の提供や保護支援を行います。 また、市広報紙や市公式サイト等で継続的に事業の周知を行います。					
指標	実績値			計画値		
GPS端末利用者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	11	10	15	20	20	20
見守りシール利用者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	9	15	15	15	15

※令和5年度は見込み値

事業名	2 家族介護者への支援（P109に再掲）			担当課	高齢福祉介護課	
概要	在宅で高齢者を介護している家族の情報交換や介護に関する知識習得を目的とし、家族介護者リフレッシュの会を開催します。					
方向性	市民への周知啓発を図り、介護者のリフレッシュの場になるよう、地域包括支援センターと連携して実施します。					
指標	実績値			計画値		
家族介護交流会開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み値

事業名	3 家族介護慰労金の支給 (P109に再掲)			担当課	高齢福祉介護課	
概要	重度の要介護高齢者を、1年間介護サービスを利用せずに在宅で介護し、基準に該当する世帯の家族に対して、慰労金を支給します。					
方向性	市民への周知啓発を図り、基準に基づき支給決定します。					
指標	実績値			計画値		
家族介護慰労金の支給件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値

事業名	4 チームオレンジの活動支援 (P105に再掲)			担当課	高齢福祉介護課	
概要	認知症の当事者やその家族、認知症支援に興味関心がある方がチームとなり、主体的に認知症カフェ等を開催する活動を支援します。					
方向性	チームオレンジの活動を支援するとともに、市民の主体的な参加を促すため、認知症に関する普及啓発を図ります。					
指標	実績値			計画値		
認知症カフェの開催回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	－	－	－	1	1	1

(4) ボランティア活動への支援・NPO との協働

施策の方針

羽村市社会福祉協議会をはじめ、各種団体等との連携・協働に取り組み、ボランティア活動の充実を図ります。

事業名	1 地域福祉ボランティア講座・講習会の実施			担当課	社会福祉課(社会福祉協議会)	
概要	傾聴ボランティアや手話講習会等によりボランティアを養成する羽村市社会福祉協議会を支援します。					
方向性	羽村市社会福祉協議会への助成を行い、ボランティア養成活動を支援します。					
指標	実績値			計画値		
講座数(講座)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	3	3	3	3	3
開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	53	55	55	55	55	55
延べ受講者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	225	470	500	500	500	500

※令和5年度は見込み値

事業名	2 市民活動センターの運営(P60の再掲)	担当課	地域振興課
概要	市民活動の拠点となるコミュニティセンターの運営、市広報紙内「団体のひろば」欄への掲載年6回、市民活動団体ガイドの発行及び各種講座等を実施します。		
方向性	市民活動の活性化につながるよう事業を実施します。		

事業名	3 はむら人ネット(人材バンク)の充実と活用			担当課	生涯学習推進課	
概要	生涯学習において学ぶ意欲のある市民に対し、「はむら人ネット(人材バンク)」を使い、知識や技能を持つ講師を紹介します。					
方向性	様々な知識や技能を持つ市民が講師として活躍できるよう、「はむら人ネット(人材バンク)」の充実を図り、登録した人材を「羽村市生涯学習初心者講座」や市民の学習活動の場で活用します。					
指標	実績値			計画値		
登録者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	29	32	31	30	30	30

※令和5年度は見込み値

（５）経済的負担の軽減

施策の方針

高齢者の経済的負担を軽減し、在宅での自立した生活を支援します。

事業名	1 自立支援住宅改修給付事業 (P83に再掲)			担当課	高齢福祉介護課	
概要	65 歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる方に対し、浴槽の改修、流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化及び手すりの取り付け等を行い、在宅での生活を支援します。					
方向性	日常生活動作の低下した高齢者が在宅での生活を継続するために、浴槽の改修や手すりの取り付け等、介護保険制度の住宅改修と連携して支援します。					
指標	実績値			計画値		
利用件数(合計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	10	13	13	13	13
浴槽取替(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	5	6	6	6	6
洗面台取替(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	3	3	3	3
手すり取付(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み値

事業名	2 上下水道使用料助成			担当課	高齢福祉介護課	
概要	70 歳以上の高齢者のみの世帯で、基準に該当する世帯等に対し、水道及び下水道の使用料を助成します。					
方向性	基準に該当する70歳以上の高齢者のみ世帯の経済的負担を軽減します。					
指標	実績値			計画値		
利用世帯数(世帯)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	167	195	200	205	220	235

※令和5年度は見込み値

事業名	3 高齢者福祉電話事業（P63の再掲）	担当課	高齢福祉介護課
概要	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に、電話機の貸与及び使用料の助成を行い、各種相談や緊急連絡、安否確認等の利便を図ります。		
方向性	基準に該当する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に、電話機の貸与及び使用料の助成を行い、各種相談や緊急連絡、安否確認等の利便を図り、福祉の向上に努めます。		

事業名	4 高齢者おむつ給付事業	担当課	高齢福祉介護課
概要	高齢者の衛生の確保や介護者の負担軽減を図るため、要介護高齢者等を対象としておむつの給付を実施します。		
方向性	要介護高齢者の衛生の確保や介護者の負担軽減を図り、在宅での生活を支援します。		

事業名	5 ねたきり高齢者等寝具乾燥事業	担当課	高齢福祉介護課
概要	ねたきり高齢者等の保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図るため、寝具乾燥事業を実施します。		
方向性	利用促進に向け、市広報紙や市公式サイト等を活用し、周知に努めます。		

事業名	6 車いす等福祉機器の貸出しの紹介	担当課	社会福祉課(社会福祉協議会)
概要	福祉機器が一時的に必要となった在宅で生活する高齢者や障害者等に対し、福祉機器の貸出しの紹介を行います。		
方向性	日常生活の利便を図るため、羽村市社会福祉協議会が実施する福祉機器(車いす等)の貸出事業をふれあい福祉のしおり等により紹介します。		

事業名	7 養護老人ホームへの入所措置	担当課	高齢福祉介護課
概要	経済的に生活が困難で、住まい、家庭の事情などにより在宅で生活することが困難な高齢者に対し、必要に応じ養護老人ホームへの入所措置を行います。		
方向性	経済状況や家庭環境、健康状態などの理由により、在宅生活が困難な高齢者に対し、心身の健康を保持し、安心して生活が送れるよう、養護老人ホームへの入所措置を行います。		

事業名	8 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業の実施	担当課	高齢福祉介護課
概要	介護サービス利用者のうち、基準に該当する方の利用者負担額を助成する、「東京都生計困難者に対する負担軽減事業」実施の申し出を行った社会福祉法人等が、該当する利用者の利用負担額の軽減を行った場合に、社会福祉法人等に対して経費の一部を助成し、介護サービスの利用促進を図ります。		
方向性	社会福祉法人等に対し、事業の実施を働きかけます。		

3 福祉に対する理解の促進と担い手の育成

(1) 福祉情報の提供

施策の方針

市広報紙や市公式サイト等各種媒体や団体等の発信力を活用し、福祉情報の周知や地域資源の利用の促進を図ります。

事業名	1 市民への情報提供及び啓発	担当課	社会福祉課(社会福祉協議会)、高齢福祉介護課
概要	市広報紙や市公式サイト等のほか、福祉サービス等のパンフレットの窓口配布等を通じて様々な福祉制度の普及啓発に取り組みます。		
方向性	市広報紙や市公式サイト等を通じ、福祉サービスやボランティア活動、福祉施設の紹介等を行い、各種活動の周知啓発に努めます。		

事業名	2 民生・児童委員等との連携(P62の再掲)	担当課	社会福祉課、高齢福祉介護課
概要	高齢者の生活実態を把握し、新たに見守りが必要となった高齢者について、友愛訪問員を通じて定期的な訪問活動等につなげます。		
方向性	現在の高齢者実態調査の在り方を含め、実施方法等を検討し、引き続き、民生・児童委員と友愛訪問員の連携による見守り活動を推進します。 地域包括支援センターの総合相談や小地域ネットワーク活動を通じて得た情報等を市と共有し、連携を図ります。		

事業名	3「まちづくり出前講座」の実施			担当課	高齢福祉介護課	
概要	介護保険制度や介護予防に関する講座、認知症サポーター養成講座などを実施するほか、介護保険サービスの利用方法などをテーマとした出前講座を地域包括支援センターと連携して実施します。					
方向性	介護予防や介護保険制度の理解の推進を図るため、市民に身近なテーマを設定し、出前講座の周知に努めます。					
指標	実績値			計画値		
開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	3	3	3	3	3
受講者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	33	54	60	60	60	60

※令和5年度は見込み値

事業名	4 「ふれあい福祉のしおり」の発行・配布	担当課	社会福祉課
概要	市の福祉に関する諸制度を市民に周知するため「ふれあい福祉のしおり」を福祉関係窓口で配布するほか、市公式サイトに掲載します。		
方向性	市の福祉に関する諸制度について情報提供できるよう、3年を目途に改訂します。次回は、令和9年度に改訂を行う予定であり、印刷部数等について検討を行います。		

(2) 福祉意識の醸成

施策の方針

関係機関等と連携し、福祉意識の醸成に取り組み、支援が必要な高齢者を地域全体で支えていく地域社会の構築を図ります。

事業名	1 福祉教育の充実	担当課	学校教育課
概要	市内の小・中学校で福祉教育を推進するため、総合的な学習の時間等での学習を通じて、福祉意識の醸成を図ります。		
方向性	総合的な学習の時間等での学習を通じて、福祉意識の醸成を図ります。		

事業名	2 福祉意識の啓発			担当課	高齢福祉介護課 (社会福祉協議会)	
概要	高齢者の権利擁護等の相談窓口について、市広報紙や市公式サイト等で周知します。 また、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症に対する理解を深めるため、講演会を開催します。					
方向性	様々な機会を捉えて認知症に関する啓発・広報活動を行います。					
指標	実績値			計画値		
認知症サポーター養成講座開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	7	11	10	10	10	10
認知症サポーター養成講座受講者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	514	617	670	670	670	670
認知症予防講演会参加者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	57	106	104	100	100	100

※令和5年度は見込み値

事業名	3 世代間交流の推進 (P51の再掲)	担当課	各課
概要	高齢者クラブやシルバー人材センター会員による登下校時の子どもの見守り活動のほか、地域活動や生涯学習活動等において、子どもから高齢者までの幅広い世代がともに参加し、交流できる事業を推進します。		
方向性	高齢者クラブ、町内会・自治会、サークル等による各種事業を通じて、異世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいや共通理解の増進に努めます。		

基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

1 外出・移動しやすい環境づくり

(1) 公共施設等のバリアフリー化

施策の方針

市内公共施設、道路等の障壁の除去（バリアフリー化）に取り組み、高齢者の積極的な社会参加を促進します。

事業名	1 公共施設のバリアフリー化の推進	担当課	建築課
概要	出入口等の段差を解消(スロープの設置)し、階段、トイレ等を誰もが使いやすいように改善するなど、施設の整備・改修等に併せ、バリアフリー化を推進します。		
方向性	利用者の安全性・利便性の向上を図るため、公共施設の修繕や改修に併せ、既存施設のバリアフリー化を推進します。		

事業名	2 歩行者の安全に配慮した道路の整備	担当課	土木課
概要	道路を利用する全ての方が、安全で安心して通行できる道路環境のために、道路パトロールを実施するとともに、市へ寄せられた補修等要望について適切な対応を図ります。		
方向性	補修等が必要な路線について早期発見に努め、適切な補修方法により対応し、道路利用者の安全性の向上を図ります。		

事業名	3 安全な歩行通路の確保	担当課	土木課
概要	福生警察署の協力を得て、歩道上の置き看板等の撤去・指導を実施します。 また、歩行の支障とならないよう、街路樹の適切な管理に努めます。		
方向性	高齢者を含めた全ての人の歩行の支障になる歩道上の広告物、自転車等の撤去に取り組むとともに、街路樹の剪定や伐根など適切な維持管理を行い、安全な歩行通路、歩行空間の確保に努めます。		

(2) 高齢者の移動手段の確保

施策の方針

公共交通機関を利用することが難しい高齢者が移動・外出しやすい環境づくりに向けた支援を行い、高齢者の外出機会を増やしていきます。

事業名	1 ふれあいキャリーへの支援			担当課	障害福祉課、高齢福祉介護課(社会福祉協議会)	
概要	公共交通機関の利用が困難な高齢者の外出機会を確保するため、羽村市社会福祉協議会が実施するふれあいキャリー(福祉有償運送事業)を支援します。					
方向性	外出機会の確保に向けて事業の支援を継続するとともに、車両の老朽化による将来的な入れ替えと協力員の確保について検討します。					
指標	実績値			計画値		
利用登録者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	57	60	65	70	70	75
運行協力員登録者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	15	15	15
延べ運行日数(日)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	326	376	380	300	300	300
延べ運行回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	778	856	900	1,000	1,100	1,200

※令和5年度は見込み値

事業名	2 NPO等による福祉有償運送事業の支援	担当課	高齢福祉介護課
概要	新たに参入を希望する NPO 法人、社会福祉法人に対して、関東運輸局や多摩地域福祉有償運送運営協議会への確認や申請等を支援します。		
方向性	福祉有償運送事業を実施する NPO 等を支援します。		

事業名	3 コミュニティバス「はむらん」の運行の充実			担当課	都市計画課	
概要	「コミュニティバスはむらん運営推進懇談会」において、高齢者が安心して利用できるよう改善策を検討し、利用促進に努めます。					
方向性	利用者が安全・安心に利用できる運行の充実とともに、利便性の向上、採算性の改善、利用者増加のための方策を調査、検討します。					
指標	実績値			計画値		
延べ利用者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	161,517	179,264	184,000	186,000	194,000	207,000
1日平均(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	443	491	505	508	532	567

※令和5年度は見込み値

事業名	4 福祉輸送(福祉タクシー)事業等の紹介	担当課	高齢福祉介護課
概要	利用希望者からの問い合わせに対し、介護タクシー等の情報提供を行います。		
方向性	外出が困難な高齢者に対し、民間の介護タクシー等の福祉輸送事業を紹介します。 また、買い物が難しい状況におかれている高齢者に対し、買い物代行宅配サービス「はむらいい市場」を紹介し、互助による支援を促します。		

2 安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 防災対策の推進

施策の方針

地域防災計画に基づき、災害等緊急時の支援手段の確保をはじめ、防災対策の周知啓発に取り組み、高齢者の安心した生活を守ります。

事業名	1 避難行動要支援者の支援体制の推進	担当課	防災安全課
概要	高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害時において特に支援が必要な方(避難行動要支援者)で事前名簿情報提供同意者の名簿を作成します。 また、優先度の高い避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、対象者一人一人に合わせた避難支援等に関する個別避難計画を作成します。		
方向性	避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成を進めるとともに、市広報紙や市公式サイト等で継続的に事業の周知を行い、災害時における避難支援や地域の共助を充実していくための取組を推進します。		

事業名	2 福祉避難所の開設・運営	担当課	防災安全課、高齢福祉介護課、障害福祉課、社会福祉課
概要	避難所での生活が著しく困難と判断される要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)を受け入れるため、福祉避難所を開設します。		
方向性	福祉避難所の運営が迅速に行えるよう訓練等を実施します。		

事業名	3 要援護高齢者の避難受入の要請	担当課	防災安全課、高齢福祉介護課
概要	災害時において、協定を締結している市内の介護老人福祉施設等5施設(多摩の里むさしの園・羽村園・神明園・あかしあの里・ときわ木の里)に、避難所では対応が困難な要援護高齢者(介護保険の要介護認定者)の受入を要請します。		
方向性	災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合は、協定を締結している施設に対し、要援護高齢者の受入を要請します。		

事業名	4 住宅火災通報システム事業	担当課	高齢福祉介護課
概要	65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で心身機能の低下により防火等の配慮が必要な方を対象として、火災自動通報機器等を設置します。		
方向性	利用促進に向け、市広報紙や市公式サイト等により周知を行います。		

（２）感染症対策の推進

施策の方針

平成 21 年に新型インフルエンザが世界的に流行したことから、国では新型インフルエンザや新たな感染症が発生した場合の措置について定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成 25 年 4 月に施行しました。

市では、この法律に基づき、平成 26 年 12 月に羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるよう、様々な対策を講じています。

令和元年度から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、市では、国、東京都及び関係団体等と連携し、ワクチンの集団接種を実施するなど、市民の命を守る取組を推進してきました。

令和 5 年に感染症の区分が 5 類に移行しましたが、感染リスクが高い高齢者等に対しては引き続きこの行動計画に基づき、状況に応じた必要な対策を、国、東京都及び関係団体等と連携し総合的に推進するとともに、感染症対策について普及啓発に取り組みます。

（３）防犯対策・交通安全対策の推進

施策の方針

関係機関と連携し、高齢者を対象とした犯罪被害の抑止や警戒、交通安全対策に取り組み、安全で住みよい生活環境づくりを推進します。

事業名	1 地域ぐるみでの防犯活動の推進	担当課	防災安全課
概要	福生警察署や防犯協会と連携し、防犯に関する情報提供等を実施し、市民の防犯意識の啓発を図ります。 また、防犯等関係団体連絡会を開催し、防犯活動を実施している各防犯関係団体との連携強化や年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間を実施します。		
方向性	市民主体による自主的な防犯活動や行政、市民、事業者及び NPO 法人などが連携、協力を図り、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。		

事業名	2 交通安全対策の推進	担当課	防災安全課
概要	福生警察署、福生交通安全協会及び交通安全推進委員会と連携し、各講習会、交通安全運動、街頭指導、広報活動等を実施します。		
方向性	交通安全推進委員会を中心に広報車による呼びかけ、街頭指導や講習会の実施により交通安全意識の向上を図るとともに、福生警察署に対して、自転車を含めた交通違反や車の路上駐車取締りの強化を要請します。 また、子どもから高齢者まで、全ての年齢層を対象とした交通安全講習会等を開催するとともに、自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上を図るための取組を推進します。		

事業名	3 道路の安全対策の推進	担当課	土木課
概要	狭あいな道路の解消のため、セットバック部等の寄付及び無償貸与について、市広報紙や市公式サイト等により周知を行います。 また、沿道の方々から協力が得られた部分については、舗装を行い市道として管理を行います。		
方向性	沿道の方々の協力が得られるよう、広く周知に努めます。		

事業名	4 消費生活被害の防止			担当課	地域振興課、高齢福祉介護課	
概要	高齢者に対する消費生活トラブルを防止するため、手口や被害の状況等の情報提供を行います。消費生活相談の実施、地域包括支援センターとの情報交換、出前講座の実施、消費者展・消費生活センターだより・市広報紙や市公式サイト等での情報提供を行います。					
方向性	生活相談対応の充実と消費者被害防止の啓発に努めるとともに、消費者問題も含めた高齢者を見守る地域づくりを推進します。 また、高齢者に対する消費トラブルを防止するため、地域包括支援センターや民生・児童委員、友愛訪問員との連携を強化し、高齢者クラブ連合会や介護予防体操グループ等に協力を求め、高齢者本人へ情報提供を行います。					
指標	実績値			計画値		
地域包括支援センター・消費生活センターとの情報交換(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	1	2	2	2	2

※令和5年度は見込み値

3 住みよい住環境づくり

(1) 住まいのバリアフリー化

施策の方針

住まいのバリアフリー化を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる住環境づくりを推進します。

事業名	1 自立支援住宅改修給付事業 (P69の再掲)	担当課	高齢福祉介護課
概要	65 歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる方に対し、浴槽の改修、流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化及び手すりの取り付け等を行い、在宅での生活を支援します。		
方向性	日常生活動作の低下した高齢者が、在宅での生活を継続できるよう、浴槽の改修や手すりの取り付け等、介護保険制度の住宅改修と連携して支援します。		

(2) 高齢者の居住支援

施策の方針

施設等の整備を促進し、高齢者のニーズに適した住まいの確保に努めます。

事業名	1 シルバーピア(高齢者集合住宅)事業の実施	担当課	高齢福祉介護課
概要	生活協力員(ワーデン)を配置し、入居者が安心して暮らすことができるよう安否確認、夜間を含む緊急時の対応及び生活上の簡易な相談受付を行います。		
方向性	入居者が安心して暮らすことができるよう生活協力員(ワーデン)の配置を継続するとともに、入居者間の交流促進に努めます。		

事業名	2 サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム等の整備			担当課	高齢福祉介護課	
概要	「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、日常生活圏域ニーズ調査結果等により需要を見極めながら今後の整備の在り方について検討します。					
方向性	高齢者の推移を見定め必要に応じて施設の整備を検討します。					
指標	実績値			計画値		
サービス付き 高齢者向け住宅 施設数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1
サービス付き 高齢者向け住宅 定員(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	20	20	20	20	20	20
住宅型有料老人 ホーム 施設数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	2	2	2	2	2
住宅型有料老人 ホーム 定員(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	121	121	121	121	121	121

※令和5年度は見込み値

事業名	3 住宅セーフティネット制度の紹介	担当課	高齢福祉介護課
概要	民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録してもらう「要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」について情報提供するとともに、要配慮者の相談に応じ登録住宅等の案内を行います。		
方向性	住まい探しに困っている高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保のため、情報提供します。		

事業名	4 高齢者に配慮した市営住宅の整備			担当課	建築課	
概要	良質な住宅環境を提供するため、市営住宅の適切な維持管理に努めます。					
方向性	入居者の快適な生活のため、「羽村市営住宅長寿命化計画」に沿った施設改修を計画的に進めるとともに、バリアフリー等の性能面での向上を図ります。					
指標	実績値			計画値		
退去者があった際に実施(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	1	0	4	4	4
居住者から相談があった際に実施(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	0	2	2	2

※令和5年度は見込み値

基本目標 4 介護保険制度の適切な運用

1 介護保険事業

(1) 居宅（介護予防）サービス

施策の方針

高齢者が可能な限り在宅生活を継続することができるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業にあっては、事業者の参入を促すことにより必要量の確保に努めます。

① 訪問サービス

事業名	1 訪問介護(ホームヘルプ)					
概要	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。					
サービス見込みについての考え方	増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	238	271	285	296	307	312

※令和5年度は見込み値

事業名	2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護					
概要	介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。					
サービス見込みについての考え方	介護サービスは増加を見込み、介護予防サービスは見込んでいません。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	36	38	47	47	49	49

※令和5年度は見込み値

事業名	3 訪問看護・介護予防訪問看護					
概要	心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。					
サービス見込み についての 考え方	介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	29	36	44	45	48	48
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	175	202	234	243	252	257

※令和5年度は見込み値

事業名	4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション					
概要	心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。					
サービス見込み についての 考え方	介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	24	23	24	25	26	26
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	70	66	67	71	73	75

※令和5年度は見込み値

事業名	5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導					
概要	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供を行います。					
サービス見込み についての 考え方	介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	33	42	42	44	46	46
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	274	309	333	346	358	365

※令和5年度は見込み値

② 通所サービス

事業名	1 通所介護(デイサービス)					
概要	通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。					
サービス見込みについての考え方	増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	374	394	431	450	465	476

※令和5年度は見込み値

事業名	2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)					
概要	心身機能の維持回復や自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。					
サービス見込みについての考え方	介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	35	44	56	58	61	61
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	151	166	175	184	191	196

※令和5年度は見込み値

③ 短期入所サービス

事業名	1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)					
概要	介護老人福祉施設等や老人短期入所施設へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。					
サービス見込みについての考え方	介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5	3	3	3	3	3
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	88	89	96	101	105	107

※令和5年度は見込み値

事業名	2 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)					
概要	介護老人保健施設等へ短期入所して、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。					
サービス見込み についての 考え方	介護サービスは増加を見込み、介護予防サービスは見込んでいません。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	0	0	0	0
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	11	15	15	16	17

※令和5年度は見込み値

④ 福祉用具・住宅改修サービス

事業名	1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与					
概要	居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。					
サービス見込み についての 考え方	介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	181	201	240	250	259	262
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	582	608	651	683	707	722

※令和5年度は見込み値

事業名	2 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費					
概要	居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度 10 万円を上限とする購入に要した費用を補助します。					
サービス見込み についての 考え方	介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5	3	6	6	6	6
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	13	11	14	14	14	16

※令和5年度は見込み値

事業名	3 住宅改修費・介護予防住宅改修費					
概要	居宅で自立した日常生活を営めるように、20 万円を上限とする住宅改修に要した費用を補助します。					
サービス見込みについての考え方	介護サービス・介護予防サービスともに横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5	5	5	5	5	5
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	7	8	10	10	10	10

※令和5年度は見込み値

⑤ その他のサービス

事業名	1 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護					
概要	有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。					
サービス見込みについての考え方	介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	17	19	20	21	21	21
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	70	77	84	88	90	92

※令和5年度は見込み値

事業名	2 居宅介護支援・介護予防支援					
概要	居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。					
サービス見込みについての考え方	介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	227	250	287	299	310	313
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	902	949	975	1,015	1,052	1,077

※令和5年度は見込み値

（２）地域密着型（介護予防）サービス

施策の方針

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう、地域の実情を反映し、柔軟に対応できる小規模事業所によりサービスが提供されます。利用対象者は、事業所が所在する市町村の被保険者となります。該当事業者がいない場合、提供されないサービスもあります。今後も、必要なサービスの確保に向けて、事業者等への情報提供に努めます。

① 訪問・通所系サービス

事業名	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
概要	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。					
サービス見込み についての 考え方	増加を見込んでいます。適宜、事業者の参入を促します。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	1	2	3	3

※令和5年度は見込み値

事業名	2 夜間対応型訪問介護					
概要	夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。					
サービス見込み についての 考え方	見込んでいませんが、適宜、事業者の参入を促します。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

事業名	3 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護					
概要	認知症の方等が介護老人福祉施設や通所介護施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。					
サービス見込みについての考え方	介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	40	40	52	54	56	56

※令和5年度は見込み値

事業名	4 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護					
概要	通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。					
サービス見込みについての考え方	介護サービス・介護予防サービスともに横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	18	17	14	15	15	15

※令和5年度は見込み値

事業名	5 看護小規模多機能型居宅介護					
概要	通いを中心に利用しながら、必要に応じて宿泊や訪問(介護・看護)を行います。					
サービス見込みについての考え方	見込んでいませんが、適宜、事業者の参入を促します。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

事業名	6 地域密着型通所介護					
概要	小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、利用定員が 18 人以下のものについては、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられています。					
サービス見込みについての考え方	増加を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	69	79	88	91	95	97

※令和5年度は見込み値

② 施設・居住系サービス

事業名	1 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)					
概要	認知症の方が共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。					
サービス見込み についての 考え方	介護サービスは増加を見込み、介護予防サービスは見込んでいません。					
指標	実績値			計画値		
介護予防サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	0	0	0	0
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	27	27	26	27	28	28

※令和5年度は見込み値

事業名	2 地域密着型特定施設入居者生活介護					
概要	小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。					
サービス見込み についての 考え方	見込んでいません。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

事業名	3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
概要	小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。					
サービス見込み についての 考え方	横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	17	16	17	18	18	18

※令和5年度は見込み値

(3) 施設サービス

施策の方針

介護保険施設サービスについては、市外施設の利用等も考慮し、要介護者の様態にあった施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

なお、施設依存は、介護給付費の上昇につながることから、施設サービスと在宅サービスのバランスが取れた利用を促進します。

① 施設サービス

事業名	1 介護老人福祉施設					
概要	常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。					
サービス見込みについての考え方	第9期における新たな施設整備予定はありません。市内施設の利用増や市外施設の利用を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	266	280	288	296	304	312

※令和5年度は見込み値

事業名	2 介護老人保健施設					
概要	安定した病状期にあり看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助の必要な方が在宅への復帰を目指して、リハビリテーション等のサービスを行います。					
サービス見込みについての考え方	第9期における新たな施設整備予定はありません。市内施設の利用増や市外施設の利用を見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス(人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	142	160	153	157	161	165

※令和5年度は見込み値

事業名	3 介護医療院					
概要	「医療」「介護」「生活支援」「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設です。日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスを提供します。					
サービス見込み についての 考え方	横ばいを見込んでいます。					
指標	実績値			計画値		
介護サービス (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	8	9	10	10	10	10

※令和5年度は見込み値

2 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

施策の方針

高齢者の自立した生活を支援するため、住民等の多様な主体によるサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進します。

また、要支援者等に対し、各種サービスの提供に合わせて専門職による生活改善指導を行うなど、これまでの自立した生活を取り戻すことのできるよう、より効果的に支援します。

事業名	1 訪問型サービス					
概要	訪問型サービスⅠ・Ⅱ、家事サポートサービス、生活動作向上プログラムのいずれかを利用できます。					
方向性	訪問型サービスⅠ・Ⅱ、家事サポートサービス、生活動作向上プログラムを継続して提供するとともに、家事サポートサービスについては、高齢者の自立した生活に対応できるよう、サポーターの養成を推進します。					
指標	実績値			計画値		
訪問型サービスⅠ・Ⅱ(人)	令和3年度 98	令和4年度 94	令和5年度 92	令和6年度 92	令和7年度 94	令和8年度 96
家事サポートサービス(人)	令和3年度 8	令和4年度 10	令和5年度 15	令和6年度 20	令和7年度 25	令和8年度 30
生活動作向上プログラム利用者数(人)	令和3年度 4	令和4年度 5	令和5年度 4	令和6年度 12	令和7年度 12	令和8年度 12

※令和5年度は見込み値

事業名	2 通所型サービス					
概要	通所型サービスⅠ、通所型体力向上教室、住民主体介護予防サービスのいずれかを利用できます。 住民主体介護予防サービスは、介護予防に資するボランティアが健康教室やサロン活動を行っており、高齢者自身の参加希望に応じて受け入れます。					
方向性	通所型サービスⅠ、通所型体力向上教室を継続して提供します。住民主体介護予防サービスについては、介護予防に資する活動を行う団体の育成と運営を支援します。					
指標	実績値			計画値		
通所型サービスⅠ(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	229	220	243	243	244	245
住民主体介護予防サービス(団体)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	2	2	2	2	2
通所型体力向上教室(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	9	14	100	100	100	100

※令和5年度は見込み値

事業名	3 その他の生活支援サービス					
概要	羽村市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議を開催し、多様なサービス提供者と地域の支援者の情報交換を進め、高齢者支援における地域の連携体制の構築を図ります。					
方向性	高齢者の自立した生活を地域で支援するための方法や地域課題の解決方法について、市民や事業者等地域の主体が対話を行い、自助・互助の視点で支え合う関係を構築します。					

事業名	4 介護予防支援事業					
概要	介護予防・生活支援サービス事業において、適切なサービスが包括的、効果的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。					
方向性	介護予防が必要な高齢者に対し、自立支援、介護の重度化防止を目標としたケアマネジメントを作成するとともに、高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止のため、介護予防・生活支援サービスや、住民主体の通いの場、既存の趣味活動団体等の社会活動に参加できるよう働きかけます。					

② 一般介護予防事業

施策の方針

住民主体の通いの場を充実し、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

事業名	1 介護予防事業対象者の把握事業					
概要	早期から自発的に介護予防に取り組み、要介護状態になることを防止するため、基本チェックリストを活用しフレイルの状態を発見します。基本チェックリストの結果、特に介護の予防が必要と認められた高齢者には、介護予防事業の参加の勧奨を行います。					
方向性	介護予防事業への参加の必要性が高くなる年齢層を対象として、基本チェックリストを実施し、対象者を把握することにより介護予防活動へつなげます。					
指標	実績値			計画値		
基本チェックリスト送付者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,490	1,546	1,418	1,500	1,500	1,500

※令和5年度は見込み値

事業名	2 介護予防普及啓発事業					
概要	介護予防に取り組む機運を醸成するため、全ての市民を対象に広く介護予防について普及啓発するとともに、高齢者には事業への参加を促します。					
方向性	市民の関心が高いテーマをとりあげ、講演会や教室の実施、パンフレットの配布、動画配信や事業参加を促すメール配信など様々な方法を用いて普及啓発活動を実施します。					
指標	実績値			計画値		
フレイル予防体操教室(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	153	218	480	480	480	480
口腔機能向上に関する講演会(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	24	28	30	30	30	30
認知症予防講演会(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	57	106	100	100	100	100

※令和5年度は見込み値

事業名	3 地域介護予防活動支援事業					
概要	高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、自ら参加、運営する住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。 参加者が心身の機能維持・増進を実感し、運営が継続するようリハビリテーション専門職と連携して支援します。					
方向性	高齢者にとって身近な会場で説明会を実施し、新規の介護予防グループの立ち上げを支援します。 また、効果的に活動が継続するよう、リハビリテーション専門職、保健師、管理栄養士等と連携して取り組みます。					
指標	実績値			計画値		
住民主体の通いの場（グループ）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	16	19	20	22	24	26

※令和5年度は見込み値

事業名	4 一般介護予防事業評価事業					
概要	介護予防事業について効果の検証を行うため、評価を行います。					
方向性	東京都と連携し、評価ツールを活用することで事業の評価を進めます。					

事業名	5 地域リハビリテーション活動支援事業					
概要	住民主体の通いの場等によりリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防に関する指導を行うことで、効果を高めます。					
方向性	リハビリテーション専門職と協働し、介護予防活動の機能強化を図ります。					

（２）包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

施策の方針

高齢者を取りまく諸課題に適切に対応するとともに、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係機関及び地域とのつながりを強化し、包括的、継続的に支援します。

事業名	1 総合相談事業（P56の再掲）
概要	高齢者の総合相談を各地域包括支援センターで実施します。市の窓口で受けた相談については適宜担当する地域包括支援センターに継続相談としてつなぎます。
方向性	地域包括支援センターに配置された専門職が、高齢者本人や家族に関する様々な相談への対応及び専門機関への橋渡しを行う等、必要な支援を行います。 また、相談内容等を分析し、地域課題に即した在宅支援を行います。

事業名	2 権利擁護事業					
概要	高齢者虐待や消費者被害を防止するとともに、適切な医療・保健・福祉サービス等につながることが困難な高齢者を、必要な支援につなげます。					
方向性	高齢者虐待の防止、消費生活被害の防止、成年後見制度の利用支援等、高齢者の権利を守るための支援を行います。 また、高齢者の権利擁護について広く啓発します。					
指標	実績値			計画値		
権利擁護に関する 延べ相談件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	379	352	350	350	350	350

※令和5年度は見込み値

事業名	3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
概要	介護支援専門員を対象とした研修を実施します。 また、羽村市居宅介護支援専門員連絡会等の場を通じて、自立支援に資する情報提供をします。
方向性	自立支援・重度化防止の推進のため、適切なケアマネジメントを行うことができるよう、介護支援専門員の資質向上のための取組を支援します。

事業名	4 地域包括支援センターの機能強化
概要	地域包括支援センターの機能が最大限発揮でき、地域住民や関係機関とともに地域づくりに資する運営ができるよう、機能強化を図ります。
方向性	地域包括支援センターの機能が強化できるよう、運営状況を評価、検証するとともに、中立・公正な運営について羽村市地域包括支援センター運営協議会において協議します。 また、社会福祉協議会、消費生活センター、ヤングケアラー支援機関と連携し、機能強化を図ります。

② 在宅医療・介護連携の推進

施策の方針

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供を目指します。

事業名	1 在宅医療・介護の連携
概要	国が示す(ア)～(ク)の8つの分類に基づき、在宅医療・介護連携を推進する事業を、医療、介護、保健、福祉サービス事業者等、多職種と連携して取り組みます。 ア. 地域の医療・介護の資源の把握 イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援 カ. 医療・介護関係者の研修 キ. 地域住民への啓発 ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
方向性	在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りを想定し、8つの分類に関する事業を検討するとともに、羽村市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、地域の医療・介護関係者からの相談に応じて支援します。 また、市民や医療・介護関係者の理解を深めるため、講演会や研修会等を、近隣の市町村と連携して開催します。

③ 認知症施策の推進

施策の方針

市内の地域拠点型認知症疾患医療センターや西多摩地域を担当する地域連携型認知症疾患医療センターと連携しながら、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民とともに認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進します。

事業名	1 認知症初期集中支援推進事業					
概要	認知症が疑われる人を早期に医療や介護サービスにつなげるため、医師や社会福祉士等で構成する認知症初期集中支援チームを組織し、地域包括支援センターとともに本人、家族を支援します。					
方向性	認知症初期集中支援チームがいつでも組織できるよう準備するとともに、事例を重ねるなかで活動の質が高まるよう、関係者との情報共有に努めます。					
指標	実績値			計画値		
認知症初期集中支援チームの稼働(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値

事業名	2 認知症地域支援・ケア向上事業					
概要	認知症地域支援推進員を中心に、地域において認知症の人を支援する関係者と連携し、認知症の人及び家族を支援する事業を企画、推進します。					
方向性	認知症の人やその家族を地域で支えるやさしい街づくりを目的として、認知症カフェ(オレンジカフェ)の運営支援や認知症支援ボランティアの育成、活動の再開・継続・新規の活動等を支援するとともに、はむら認知症ケアパスを活用し、認知症について広く市民に啓発します。					
指標	実績値			計画値		
認知症地域支援推進員の配置(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1
認知症カフェの開催(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	6	12	12	12	12

※令和5年度は見込み値

事業名	3 認知症サポーター養成事業					
概要	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。					
方向性	認知症サポーター養成講座が効率的に開催できるよう、市内の事業所等に在籍する認知症キャラバンメイトと実施時期や会場のマッチングを行います。 また、地域や事業所で開催される認知症カフェ(オレンジカフェ)に、認知症の人や家族が気軽に参加できるよう、普及啓発します。					
指標	実績値			計画値		
認知症サポーター養成講座(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	514	617	600	600	600	600
認知症サポーターステップアップ講座(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	8	16	10	10	10	10

※令和5年度は見込み値

事業名	4 チームオレンジの活動支援 (P67の再掲)	担当課	高齢福祉介護課
概要	認知症の当事者やその家族、認知症支援に興味関心がある方がチームとなり、主体的に認知症カフェ等を開催する活動を支援します。		
方向性	チームオレンジの活動を支援するとともに、市民の主体的な参加を促すため、認知症に関する普及啓発を図ります。		

④ 生活支援体制の整備

施策の方針

介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進するとともに、多様なサービス提供者の情報共有及び連携等を推進するため協議体を設置しています。

また、生活支援コーディネーターを配置し、協議体等を活用しながら、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた施策を検討します。

事業名	1 生活支援・介護予防サービスの体制整備事業					
概要	家事サポートサービス従事者養成研修及びフォローアップ研修を継続し、支援の担い手を育成するとともに、地域の支援者との連携強化を目的とし、生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議を開催します。					
方向性	地域におけるサービス資源及びニーズの把握を推進し、地域ケア会議等を通じて、支援を必要とする高齢者と支援可能な地域資源の情報を共有することで、生活支援等サービスの体制整備及び連携強化を図ります。					
指標	実績値			計画値		
生活支援コーディネーター(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1
生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み値

⑤ 地域ケア会議

施策の方針

高齢者の自立した生活を地域全体で支えるため、個別ケースにより抽出された課題を地域の課題として対応方法等を検討し、政策形成に努めます。

事業名	1 地域ケア会議の開催					
概要	個別ケア会議において包括的な介護予防支援を必要とする事例に対し、リハビリテーション専門職や医師、介護支援専門員などが意見交換を行い、高齢者本人の課題解決と、介護支援専門員の資質向上に取り組みます。 個別ケア会議における事例から、蓄積された共通の課題について、地域包括支援センターが小地域ケア会議を開催し共有します。 医療・介護・福祉の関係者や高齢者クラブ代表者、民生・児童委員代表者等が参加する地域ケア会議推進会議において、具体的な支援について検討します。					
方向性	介護予防が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントを普及するとともに、地域の支援団体等との連携体制の構築を図ります。					
指標	実績値			計画値		
個別ケア会議(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	6	6	6	6	6
小地域ケア会議(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	2	2	1	1	1
地域ケア推進会議(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	1	3	3	3

※令和5年度は見込み値

(3) 任意事業

① 介護給付適正化事業

施策の方針

介護給付適正化計画に関する新たな指針等に基づき、ケアプラン点検をはじめとする適正化の取組を進めます。

事業名	1 介護給付適正化事業
概要	国が示した「介護給付適正化計画に関する指針(第6期介護給付適正化計画)」及び「東京都における介護給付適正化」に基づき、介護給付適正化に向けた取組【主要事業 ①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検】を実施し、介護給付の適正化に努めます。
方向性	限られた資源を効率的・効果的に活用し、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付適正化に向けた取組を継続して実施します。

② 家族介護支援事業

施策の方針

介護に関する知識や技術、相談をすることができる場所・機会を提供するため、施策を推進します。

事業名	1 家族介護者への支援（P66の再掲）
概要	在宅で高齢者を介護している家族の情報交換や介護に関する知識習得を目的とし、家族介護者リフレッシュの会を開催します。
方向性	市民への周知啓発を図り、介護者のリフレッシュの場になるよう、地域包括支援センターと連携して実施します。

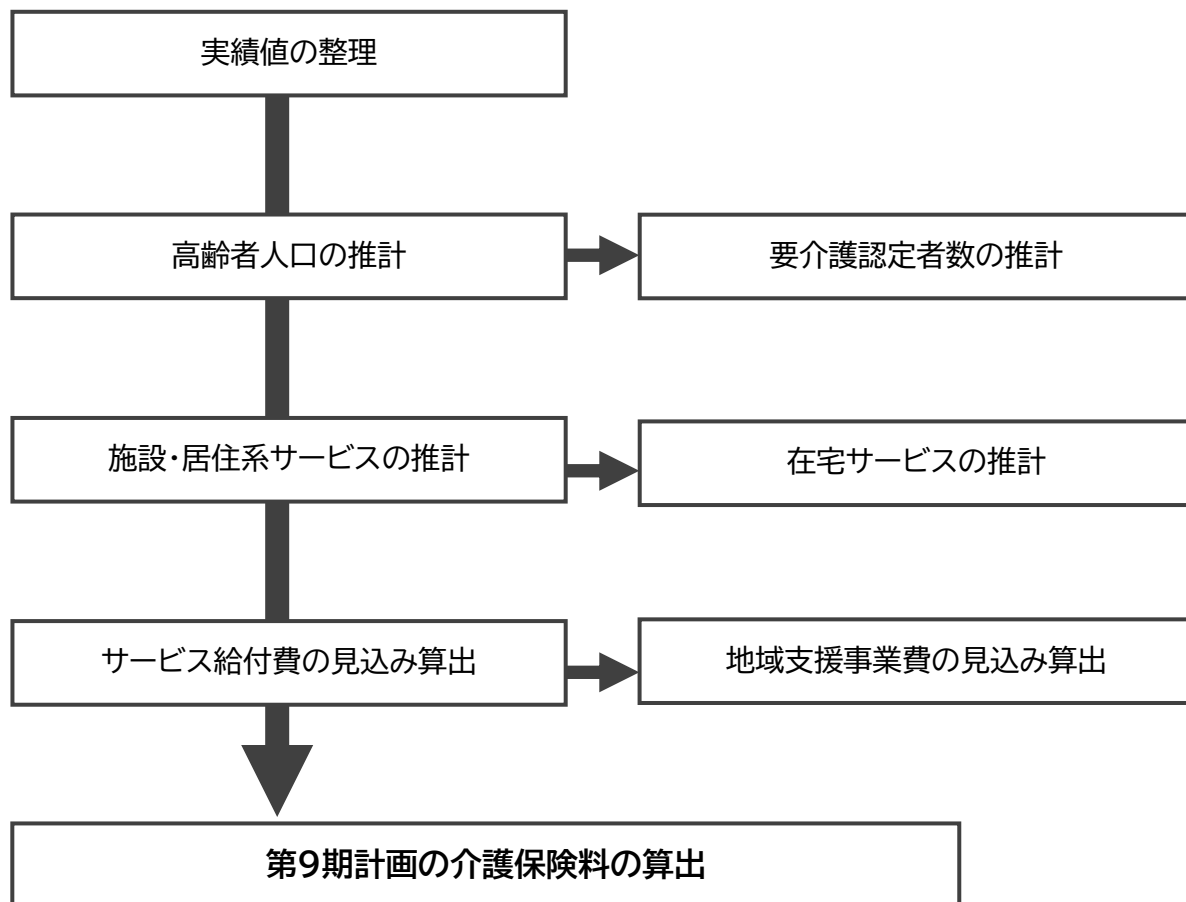
事業名	2 家族介護慰労金の支給（P66の再掲）
概要	重度の要介護高齢者を、1年間介護サービスを利用せずに在宅で介護し、基準に該当する家族に対して、慰労金を支給します。
方向性	市民への周知啓発を図り、基準に基づき支給決定します。

3 第9期介護保険事業の見通し

(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

第9期計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省が提供する地域包括ケア「見える化」システムを活用しています。

算出の過程においては、市の第8期計画の実績の推移を基に、市の実情や将来の見込み等を勘案します。また、制度改正に伴う見直しについても、勘案しました。



(2) 介護保険サービス等の見込み量

① 介護サービス見込み量

1. 居宅サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
訪問介護	年 額	222,869	231,146	233,389	257,307	271,106
	回/月	6,631.8	6,872.3	6,949.6	7,649.1	8,047.7
	人/月	296	307	312	341	352
訪問入浴介護	年 額	31,995	33,389	33,188	37,650	40,642
	回/月	200.5	209.0	207.7	235.7	254.4
	人/月	47	49	49	55	59
訪問看護	年 額	163,804	170,136	173,695	189,140	198,040
	回/月	2,336.3	2,424.1	2,475.8	2,693.6	2,812.3
	人/月	243	252	257	280	291
訪問リハビリテーション	年 額	31,495	32,342	33,323	35,452	37,381
	回/月	893.8	917.1	944.6	1,005.0	1,059.5
	人/月	71	73	75	80	84
居宅療養管理指導	年 額	60,254	62,401	63,588	69,553	72,872
	人/月	346	358	365	399	417
通所介護	年 額	391,860	404,876	413,525	451,974	466,074
	回/月	4,242.5	4,383.2	4,482.3	4,886.0	5,017.3
	人/月	450	465	476	518	532
通所リハビリテーション	年 額	171,325	177,413	182,323	197,445	204,475
	回/月	1,575.2	1,632.7	1,677.0	1,814.5	1,871.4
	人/月	184	191	196	212	218
短期入所生活介護	年 額	93,439	96,800	98,067	107,748	113,841
	日/月	857.7	889.2	901.7	987.4	1,039.6
	人/月	101	105	107	116	121
短期入所療養介護 (老健)	年 額	16,767	17,396	18,998	18,998	20,234
	日/月	115.7	120.0	131.2	131.2	139.2
	人/月	15	16	17	17	18
短期入所療養介護 (病院等)	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	年 額	120,119	124,220	126,571	138,337	145,186
	人/月	683	707	722	787	817
特定福祉用具購入費	年 額	5,489	5,489	6,281	6,971	6,971
	人/月	14	14	16	18	18
住宅改修費	年 額	9,272	9,272	9,272	12,070	13,106
	人/月	10	10	10	13	14
特定施設入居者生活介護	年 額	209,140	213,530	218,764	237,577	248,686
	人/月	88	90	92	100	104
小計 (A)	年 額	1,527,828	1,578,410	1,610,984	1,760,222	1,838,614

2. 地域密着型サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年 額	4,360	5,745	5,745	5,745	5,745
	人/月	2	3	3	3	3
夜間対応型訪問介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年 額	61,502	64,005	64,849	68,570	75,444
	回/月	662.0	689.0	700.5	745.5	799.3
	人/月	91	95	97	104	108
認知症対応型通所介護	年 額	78,524	81,713	81,713	88,855	92,186
	回/月	594.8	619.4	619.4	671.5	694.5
	人/月	54	56	56	61	63
小規模多機能型居宅介護	年 額	39,356	39,405	39,405	46,630	50,414
	人/月	15	15	15	18	19
認知症対応型共同生活介護	年 額	85,414	88,696	88,696	101,336	104,509
	人/月	27	28	28	32	33
地域密着型特定施設入居者生活介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年 額	61,380	61,458	61,458	71,685	74,676
	人/月	18	18	18	21	22
看護小規模多機能型居宅介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計 (B)	年 額	330,536	341,022	341,866	382,821	402,974

3. 施設サービス給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護老人福祉施設	年 額	966,180	993,487	1,019,963	1,116,812	1,205,928
	人/月	296	304	312	342	369
介護老人保健施設	年 額	557,453	571,910	586,605	657,422	694,360
	人/月	157	161	165	185	195
介護医療院	年 額	43,300	43,355	43,355	56,289	56,289
	人/月	10	10	10	13	13
小計 (C)	年 額	1,566,933	1,608,752	1,649,923	1,830,523	1,956,577

4. 居宅介護支援給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
居宅介護支援	年 額	183,175	190,003	194,560	211,494	218,835
	人/月	1,015	1,052	1,077	1,171	1,207
小計 (D)	年 額	183,175	190,003	194,560	211,494	218,835

5. 介護給付費

単位:千円

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計 (A) 居宅サービス	年 額	1,527,828	1,578,410	1,610,984	1,760,222	1,838,614
小計 (B) 地域密着型サービス	年 額	330,536	341,022	341,866	382,821	402,974
小計 (C) 施設サービス	年 額	1,566,933	1,608,752	1,649,923	1,830,523	1,956,577
小計 (D) 居宅介護支援	年 額	183,175	190,003	194,560	211,494	218,835
小計 (E)	年 額	3,608,472	3,718,187	3,797,333	4,185,060	4,417,000

② 介護予防サービス見込み量

1. 介護予防サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防訪問入浴介護	年 額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年 額	15,572	16,629	16,629	18,016	17,666
	回/月	290.7	310.2	310.2	336.0	329.7
	人/月	45	48	48	52	51
介護予防訪問リハビリテーション	年 額	10,373	10,821	10,821	12,007	11,573
	回/月	305.6	318.4	318.4	353.2	340.4
	人/月	25	26	26	29	28
介護予防居宅療養管理指導	年 額	7,035	7,361	7,361	7,995	7,869
	人/月	44	46	46	50	49
介護予防通所リハビリテーション	年 額	25,215	26,549	26,549	28,643	28,361
	人/月	58	61	61	66	65
介護予防短期入所生活介護	年 額	1,055	1,056	1,056	1,056	1,056
	日/月	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
	人/月	3	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年 額	21,058	21,798	22,045	23,798	23,486
	人/月	250	259	262	283	279
特定介護予防福祉用具購入費	年 額	1,648	1,648	1,648	1,937	1,937
	人/月	6	6	6	7	7
介護予防住宅改修費	年 額	5,277	5,277	5,277	6,339	6,339
	人/月	5	5	5	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	年 額	16,581	16,602	16,602	19,075	18,369
	人/月	21	21	21	24	23
小計 (F)	年 額	103,814	107,741	107,988	118,866	116,656

2. 地域密着型介護予防サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年 額	481	481	481	481	481
	回/月	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	年 額	1,031	1,032	1,032	1,032	1,032
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計 (G)	年 額	1,512	1,513	1,513	1,513	1,513

3. 介護予防支援給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防支援	年 額	17,371	18,032	18,207	19,661	19,371
	人/月	299	310	313	338	333
小計 (H)	年 額	17,371	18,032	18,207	19,661	19,371

4. 予防給付費

単位:千円

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計 (F) 介護予防サービス	年 額	103,814	107,741	107,988	118,866	116,656
小計 (G) 地域密着型介護予防サービス	年 額	1,512	1,513	1,513	1,513	1,513
小計 (H) 介護予防支援	年 額	17,371	18,032	18,207	19,661	19,371
小計 (I)	年 額	122,697	127,286	127,708	140,040	137,540

③ 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

1. 標準給付費

単位:千円

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
総給付費（財政影響額調整後）	年額	3,768,481	3,883,928	3,964,291	4,325,100	4,554,540
小計（E） 介護給付費（財政影響額調整後）	年額	3,644,557	3,755,369	3,835,306	4,185,060	4,417,000
小計（I） 予防給付費（財政影響額調整後）	年額	123,924	128,559	128,985	140,040	137,540
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	年額	111,248	114,835	117,700	127,486	132,147
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	109,700	113,093	115,915	127,486	132,147
見直しに伴う財政影響額	年額	1,549	1,742	1,785	0	0
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	年額	101,977	105,281	107,907	116,662	120,928
高額介護サービス費等給付額	年額	100,386	103,492	106,074	116,662	120,928
見直しに伴う財政影響額	年額	1,591	1,789	1,834	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	12,299	12,679	12,996	14,293	14,816
算定対象審査支払手数料	年額	3,640	3,753	3,847	4,231	4,385
小計（K）	年額	3,997,646	4,120,476	4,206,740	4,587,772	4,826,815

2. 地域支援事業費(単位:千円)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
地域支援事業費（L）	年 額	230,200	236,039	242,150	227,932	224,069
介護予防・総合事業費	年 額	144,922	150,761	156,872	141,073	132,189
包括的支援事業・任意事業費	年 額	85,278	85,278	85,278	86,860	91,881

3. 給付費総額(単位:千円)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計（K） +地域支援事業費（L）	年 額	4,227,846	4,356,516	4,448,891	4,815,704	5,050,884

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合がある

(3) 第1号被保険者の介護保険料

① 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・東京都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成しています。

また、介護給付費等は、公費（国、東京都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。各々の負担割合については、次のとおりです。

		介護給付費等 (施設等分を除く)	介護給付費等 (施設等分)	介護予防・日常生活 支援総合事業費	包括的支援事業・ 任意事業費
保険料	第1号 被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
	第2号 被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—
公費	国	25.0%	20.0%	25.0%	38.5%
	都	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
	市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 第1号被保険者の負担割合

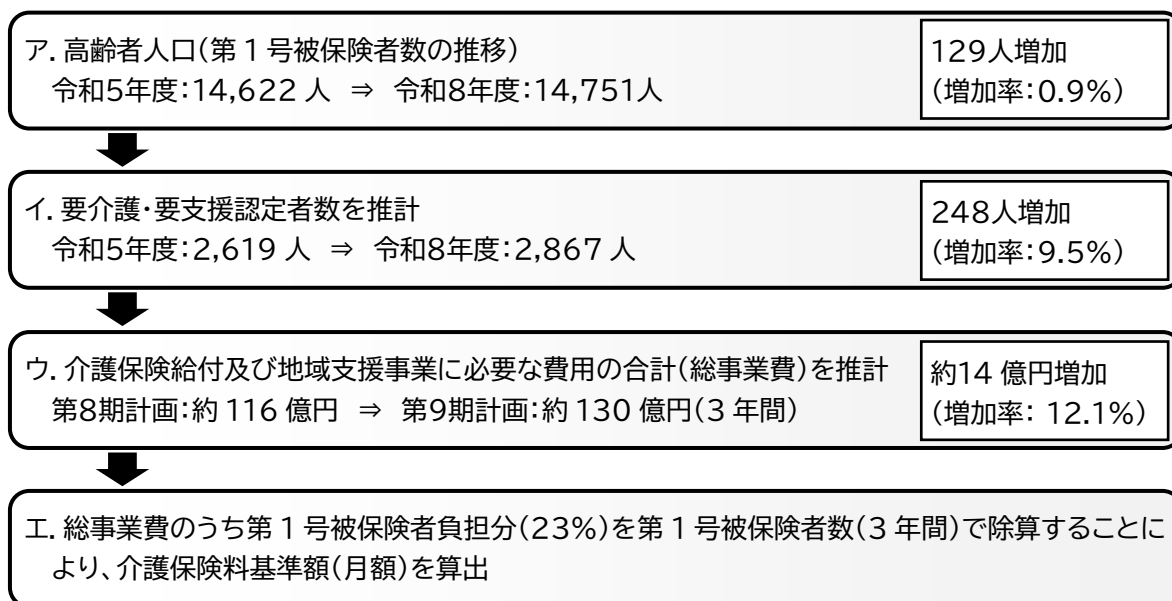
第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第8期計画と同様、第9期計画においても23.0%となります。

また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の後期高齢者人口割合、所得段階別被保険者割合を比較して保険者ごとに増減されることになっています。市の見込みは2.0%であり、不足する3.0%については第1号被保険者の保険料で負担することとなります。したがって、本市の介護保険事業の財源構成は、次のとおりです。

		介護給付費等 (施設等分を除く)	介護給付費等 (施設等分)	介護予防・日常生活 支援総合事業費	包括的支援事業・ 任意事業費
保険料	第1号 被保険者	26.0%	26.0%	26.0%	23.0%
	第2号 被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—
公費	国	22.0%	17.0%	22.0%	38.5%
	都	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
	市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③ 第1号被保険者の保険料基準額の算出

第1号被保険者の保険料基準額の算出を次の手順で行います。



高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、所得段階の弾力化や介護保険給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、本市における第9期の介護保険料を次のとおり設定します。

第9期の介護保険料基準額(月額)は、5,600円となります。

④ 第9期計画期間の保険料率

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯の方 ・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.455	30,600 円 (月額 2,550 円)	15.0%
第2段階	・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	基準額 ×0.650	43,700 円 (月額 3,641 円)	7.2%
第3段階	・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	基準額 ×0.655	44,000 円 (月額 3,666 円)	6.5%
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万円以下の方	基準額 ×0.900	60,500 円 (月額 5,041 円)	11.4%
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万円を超える方	基準額	67,200 円 (月額 5,600 円)	13.7%
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.200	80,600 円 (月額 6,716 円)	13.6%
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上の方	基準額 ×1.300	87,400 円 (月額 7,283 円)	17.5%
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上の方	基準額 ×1.500	100,800 円 (月額 8,400 円)	7.9%
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	基準額 ×1.700	114,200 円 (月額 9,516 円)	2.7%
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上の方	基準額 ×1.800	121,000 円 (月額 10,083 円)	1.4%
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上の方	基準額 ×1.900	127,700 円 (月額 10,641 円)	0.6%
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上の方	基準額 ×2.000	134,400 円 (月額 11,200 円)	0.4%
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額 ×2.100	141,100 円 (月額 11,758 円)	0.4%
第14段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 820 万円以上の方	基準額 ×2.200	147,800 円 (月額 12,316 円)	0.2%
第15段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 920 万円以上の方	基準額 ×2.300	154,600 円 (月額 12,883 円)	0.1%
第16段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,020 万円以上の方	基準額 ×2.400	161,300 円 (月額 13,441 円)	1.3%

合計所得金額:所得段階が第1～5段階の方は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。
分離譲渡所得がある方は、特別控除額差し引き後の金額です。

■ 保険料所得段階の変更図

〔旧〕 第8期計画 所得段階			
所得段階	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	×0.5	30,600円	14.9%
第2段階	×0.6	36,700円	6.2%
第3段階	×0.7	42,800円	6.0%
第4段階	×0.9	55,100円	13.4%
第5段階	基準額	61,200円	13.1%
第6段階	×1.2	73,400円	12.9%
第7段階	×1.3	79,600円	17.3%
第8段階	×1.5	91,800円	8.7%
第9段階	×1.7	104,000円	2.7%
第10段階	×1.8	110,200円	2.0%
第11段階	×1.9	116,300円	0.9%
第12段階	×2.0	122,400円	0.4%
第13段階	×2.1	128,500円	1.5%

〔新〕 第9期計画 所得段階			
所得段階	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	×0.455	30,600円	15.0%
第2段階	×0.650	43,700円	7.2%
第3段階	×0.655	44,000円	6.5%
第4段階	×0.900	60,500円	11.4%
第5段階	基準額	67,200円	13.7%
第6段階	×1.200	80,600円	13.6%
第7段階	×1.300	87,400円	17.5%
第8段階	×1.500	100,800円	7.9%
第9段階	×1.700	114,200円	2.7%
第10段階	×1.800	121,000円	1.4%
第11段階	×1.900	127,700円	0.6%
第12段階	×2.000	134,400円	0.4%
第13段階	×2.100	141,100円	0.4%
第14段階	×2.200	147,800円	0.2%
第15段階	×2.300	154,600円	0.1%
第16段階	×2.400	161,300円	1.3%

■ 保険料基準月額額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期計画	平成12年度～平成14年度	2,867円	－円	－%
第2期計画	平成15年度～平成17年度	2,867円	0円	0.0%
第3期計画	平成18年度～平成20年度	4,000円	1,133円	39.5%
第4期計画	平成21年度～平成23年度	4,000円	0円	0.0%
第5期計画	平成24年度～平成26年度	4,000円	0円	0.0%
第6期計画	平成27年度～平成29年度	4,500円	500円	12.5%
第7期計画	平成30年度～令和2年度	4,800円	300円	6.7%
第8期計画	令和3年度～令和5年度	5,100円	300円	6.25%
第9期計画	令和6年度～令和8年度	5,600円	500円	9.8%

4 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護給付適正化の方針

① 介護給付適正化計画の位置づけ

施策の方針

市では、羽村市介護保険事業計画に介護給付適正化に関しての施策と目標を定め、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

■主要3事業の概要

事業名	1 要介護認定の適正化
概要	・業務分析データ等を活用し、客観的な状況を把握します。 ・認定調査結果の全件点検・調査員研修・介護認定審査会全体会を行い適正化に取り組めます。 ・要介護認定を適正に実施するため、必要な体制の計画的な整備を図ります。

事業名	2 ケアプラン等の点検
概要	i. ケアプランの点検 ・国や東京都の作成したマニュアル及びガイドラインを活用し、より効果的・効率的な点検方法を模索します。 ・介護給付適正化システムを活用して点検対象を決定し、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けて支援します。 ・市内の事業所を対象とし、3年間で全事業所を点検します。 ii. 住宅改修の点検 ・改修工事施行前に申請書及び見積書を点検します。 ・改修工事施行後に竣工写真等により施行状況等を点検します。 ・「介護支援専門員がいない方」、「自立支援と併用する場合」、「経験の浅い事業者が施行する場合」を対象とし、訪問調査を実施します。 ・訪問調査の際に、可能な限り介護支援専門員及び事業者を同席させるほか、チェックシートを作成します。 iii. 福祉用具購入・貸与調査 ・福祉用具購入について、申請書及び見積書を点検します。 ・福祉用具貸与について、介護給付適正化システムを活用して利用状況を把握し、訪問調査を実施します。 ・訪問調査の際に、可能な限り介護支援専門員及び事業者を同席させるほか、チェックシートを作成します。

事業名	3 医療情報との突合・縦覧点検
概要	・国民健康保険団体連合会の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明、東京都と国民健康保険団体連合会が協同して実施する個別支援を活用し、点検ノウハウを高めます。 ・介護給付適正化システムを活用し、効果が高いと見込まれる帳票を重点的に点検します。 ・国民健康保険団体連合会の作成したマニュアルを活用し、点検効率を高めながら、定期的を実施します。 ・報酬請求が誤っている可能性のある事業所については、確認を行い適正な報酬請求(過誤申立てなど)を促します。 ・不適切な請求事例については、集団指導等を通じて事業所へ周知します。

（２）円滑な事業運営の推進支援

施策の方針

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。
市では、市民をはじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図ること
で、市内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

① 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	１ 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会
概要	本審議会は、計画策定に当たり設置される審議会として、市長からの諮問により、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申します。

主な機関	２ 羽村市地域包括支援センター運営協議会
概要	本協議会は、羽村市地域包括支援センターの組織及び運営並びに地域密着型サービスの指定に関する内容を協議する会議です。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが機能を十分に発揮できるよう取り組みます。

主な機関	３ 羽村市地域ケア推進会議
概要	本会議は、地域包括支援センター、医療・介護・福祉の関係者、高齢者クラブ代表者及び民生・児童委員代表者等が参加し、個別ケア会議で抽出した課題について、具体的な支援策を検討します。

② 介護保険事業の質の向上・確保

主な取組	１ 事業者への適切な指導
概要	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。

主な取組	２ 介護支援専門員などに対する支援
概要	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などを支援します。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等を実施します。

主な取組	3 苦情相談体制の充実
概要	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。 また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」など関係機関等につなげます。

主な取組	4 福祉サービス第三者評価の受審促進
概要	国や東京都が進める福祉サービス第三者評価について、市内事業者の受審を促進します。

主な取組	5 介護人材の確保
概要	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、ヘルパー研修や、介護サービス事業者に対する支援、国・東京都等の人事情報の発信・収集等を図り、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

③ 介護保険事業の情報の提供

主な取組	1 介護サービス情報の公表制度の周知
概要	利用者が介護サービス事業所の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表」制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。

主な取組	2 介護保険制度の普及啓発
概要	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。

④ サービス利用の促進

主な取組	1 低所得者に対する利用者負担の軽減
概要	低所得者の利用者負担が、生計を圧迫するため、利用者負担軽減策を講じます。

⑤ 災害・感染症に対する備えの検討

主な取組	1 災害に対する備えの検討
概要	地域防災計画に基づく防災訓練を市民や関係団体等と連携して実施するとともに、必要な物資の備蓄に努めます。 東京都や他の自治体等との応援体制の構築に取り組みます。 平時から、災害に備えることの必要性について、市民や事業者等への普及啓発に取り組みます。 また、介護サービス事業者において策定した災害に関する業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施等を支援します。

主な取組	2 感染症に対する備えの検討
概要	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症発生時に対応するとともに、平時から必要な物資の備蓄に努めます。 国や東京都と連携し、感染症対策について市民や事業者等への普及啓発に取り組みます。 また、介護サービス事業者において策定した感染症に関する業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施等を支援します。 東京都や他の自治体、介護サービス事業者等と連携し、支援体制の構築に取り組みます。

（３）自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

施策の方針

平成 29 年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、保険者機能の強化の仕組みが導入されました。

具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する事業についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果を公表することとされました。

本市では、第 8 期計画の実績及び評価結果（インセンティブ等）については PDCA に基づいた評価を行い、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会において報告するほか、市公式サイト等において公表しています。

② 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

施策の方針

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者に対する保健事業については、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが求められています。

本市においては、医療情報から高齢者の医療・健康・介護に関する課題を把握し、必要な対応に、関係部署が連携して取り組みます。

2 リハビリテーションサービス提供体制に関する取組と目標の設定

施策の方針

第9期計画では、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に具体的な取組と目標を記載し、地域の実情に応じた適切な施策を実施することが求められています。

本市においては、ストラクチャー指標及びプロセス指標において全国及び東京都と比較して高い水準にあることから、この水準を維持し、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指します。

第9期計画において以下のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた見直しを行います。

■ストラクチャー指標

介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標です。

指標	実績値			計画値		
訪問リハビリテーション事業所(箇所)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	3	3	3	3	3
通所リハビリテーション(箇所)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み値

■プロセス指標

介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標です。

指標	実績値			計画値		
訪問リハビリテーション利用率(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3.95	3.65	3.52	3.52	3.52	3.52
通所リハビリテーション利用率(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	7.76	8.56	8.42	8.42	8.42	8.42

※令和5年度は見込み値

3 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価

施策の方針

高齢者の自立支援及び重度化防止に関する取組を推進するため、通所型体力向上教室、住民主体の通いの場について、以下のとおり目標を設定し、専門職による指導を実施します。

また、介護給付等に要する費用の適正化に関する各取組について、以下のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

■高齢者の自立支援及び重度化防止に関する目標

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型体力向上教室(人)	9	14	100	100	100	100
住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職による指導 延べ受講者数(人)	—	—	150	150	150	150
住民主体の通いの場等への保健師・ 管理栄養士による指導 延べ受講者数(人)	—	—	300	450	450	450

※令和5年度は見込み値

■介護給付等に要する費用の適正化に関する取組の目標

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検(件)	5	5	5	5	5	5
住宅改修・福祉用具点検(件)	17	21	24	24	24	24
医療情報との突合 点検率(%)	100	100	100	100	100	100

※令和5年度は見込み値

《資料編》

1 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会条例

平成13年12月28日条例第28号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)の策定及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画の策定に関する調査及び審議を行うため、羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じ、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 市内保健施設又は福祉施設の代表者 2人以内
- (3) 市内の公共的団体の代表者 3人以内
- (4) 市内福祉関係団体の代表者 3人以内
- (5) 介護保険居宅介護サービス事業関係者 2人以内
- (6) 市民公募委員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、高齢者福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会委員名簿

区分		氏名
知識経験者	福祉行政経験者	川村 孝俊 会長
	羽村市三師会	横内 正利
市内保健施設・福祉施設の代表者	特別養護老人ホーム	中村 正人
	介護老人保健施設	五十嵐 寛人
市内の公共的団体の代表者	羽村市町内会連合会	田畑 正彦
	羽村市社会福祉協議会	川津 紘順 副会長
	羽村市シルバー人材センター	浅野 光男
市内福祉関係団体の代表者	羽村市民生児童委員協議会	奥平 睦美
	羽村市高齢者クラブ連合会	中土 善雄
	羽村市ボランティア連絡協議会	栗原 悦男
介護保険居宅介護サービス事業関係者	居宅介護サービス事業所	佐藤 直人
	指定居宅介護支援事業者	小川 麻紀
市民公募委員		渡辺 あや子
		成澤 崇志
		野口 和

3 策定経過

回	開催日	審議事項等
第1回	令和5年3月 23 日	(1)審議会の傍聴及び議事録の取り扱いについて (2)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定にあたって (3)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定の方針 (4)各種調査について (5)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画審議日程(案) (6)その他
第2回	令和5年5月 25 日	(1)第9期計画の基本指針について (2)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果について (3)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定にかかる事業所ヒアリング実施結果について
第3回	令和5年7月 20 日	(1)羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画進捗状況について (2)第9期介護保険事業計画の骨子について
第4回	令和5年8月 31 日	(1)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(素案)[基本目標3まで]
第5回	令和5年 10 月5日	(1)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(素案)
第6回	令和5年 11 月 16 日	(1)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画答申(素案)
第7回	令和5年 12 月 14 日	(1)羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画答申(案)

4 用語一覧

あ行

用語	内容
IADL	日常生活を送るために必要な動作の中でも、複雑で高次の動作を指す。
アクティブシニア	仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活動的な高齢者のこと。
エイジレス社会	年齢で区別せず、意欲や能力に応じて生活できる社会のこと。
NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益の分配をすることを目的としない団体の総称。

か行

用語	内容
介護(サービス)給付 介護予防(サービス)給付	要介護・要支援認定者の利用した各サービスにかかる保険給付のこと。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護予防が必要な人や、要介護者の依頼を受け、自立支援・重度化防止を目的とした介護サービス計画の作成、事業者等との連絡調整、ケアマネジメントを行う専門職のこと。
介護認定審査会	医療・保健・福祉の専門家で構成され、コンピュータを用いた一次判定結果と、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。
介護予防事業	介護が必要となる状態を予防することを目的とした講座や講演会、専門職による相談等を行う事業のこと。
基本チェックリスト	65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。
虐待対応ケア会議	高齢者に対する虐待が疑われる場合に、虐待かどうかの判断や、必要な支援方針について話し合うために関係者により開かれる会議のこと。
業務継続計画(BCP)	自然災害、テロ攻撃など緊急の事態に遭遇した場合において、重要な事業の継続、または中断しても早期に復旧させるための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。
ケアプラン	本人や家族の心身の状況や生活の環境などをふまえ、自己目標を決定したうえで、利用する介護サービスの種類や内容、頻度を記した「介護サービス計画書」のこと。
ケアマネジメント	介護が必要な高齢者に対して、どのような支援が必要なのかを本人の立場になって考え、医療や介護の専門職と相談しながら、介護サービス等を利用しつつ、本人の自立を目指す支援の過程のこと。
経管栄養	自分の口から食事を取れなくなった人に対し、鼻あるいは口から胃や腸まで挿入されたチューブや、胃瘻(いろう:胃から皮膚までを専用のチューブでつなげる)等を通じて、栄養剤を胃や腸まで送る方法。

用語	内容
元気高齢者	65 歳以上で介護保険の介護認定を受けておらず、地域活動への参加が可能な方のこと。
健康手帳	健康増進法の保健事業のひとつで、自分の健康管理と適切な医療の確保を目的として交付している手帳のこと。
言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションに問題がある人に、訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職のこと。
高齢者虐待防止連絡会議	養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うため、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的として設置した組織のこと。
国民健康保険団体連合会	国保事業のほか、介護給付費の審査支払業務、保険者支援業務、苦情処理業務を行う公法人のこと。

さ行

用語	内容
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の方に対して安心、安全な住環境を提供することを目的とし、バリアフリーの構造や設備等を備え、介護や医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅施設のこと。
財政的インセンティブ	取り組み等で成果を上げた自治体に、国が努力に応じて交付金を渡す仕組みのこと。
作業療法士	心身に障害のある人が、日常生活や社会生活を再建できるように日常生活動作の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門職のこと。
市民活動センター	各団体間の連携と地域コミュニティの輪をさらに広げていくための体制づくりを推進する組織のこと。
社会福祉法人	公益を目的とした民間の非営利組織のこと。
住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設のこと。
小地域ネットワーク活動	羽村市社会福祉協議会が中心となって実施している「ふれあいのまちづくり」事業の一環で、市内を町内会・自治会ごとの小地域に分け、その中で近隣住民によるネットワークを構築し、高齢者や障害のある人等への声かけ、見守りや手助け等を行い、生活面・健康面の問題を早期に発見して対応していく活動のこと。
シルバー人材センター	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習等を行うことを目的とし、市町村区域ごとに設立された公益社団法人のこと。
ストーマ	手術によって腹部に作られた、便や尿の排泄口のこと。
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする事業のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能をもつ職員のこと。

用語	内容
生活支援サービス	掃除、買い物、調理等日常の家事支援のこと。住民主体、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービス提供を前提とし、地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組みの一つ。
生活習慣病	長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称のこと。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症等があげられる。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度のこと。
総給付費	介護給付・介護予防給付の総計のこと。
咀嚼(そしゃく)	食べ物を噛み砕くこと。

た行

用語	内容
団塊ジュニア世代	昭和 46(1971)年～昭和 49(1974)年に生まれた世代。団塊の世代の子ども世代に当たることが由来。
団塊の世代	第二次大戦後、第一次ベビーブームの昭和 22(1947)年～昭和 24(1949)年に生まれた世代のこと。
地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域拠点型認知症疾患医療センター	二次保健医療圏ごとに指定された、認知症専門医療と、地域の連携推進、専門職への研修等を実施する機能をもつ医療機関のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組みのこと。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのこと。
地域包括支援センター	地域住民の医療、保健、福祉の向上、権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの事業を包括的に行う機関のこと。
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るために設置された組織のこと。
地域連携型認知症疾患医療センター	認知症の専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応等を行うとともに、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進する認知症専門の医療機関のこと。
チームオレンジ	認知症サポーター同士がチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の支援を早期から開始する仕組みのこと。認知症の人本人の参加も望まれる。

用語	内容
東京しごとセンター	都内での雇用・就業を支援するために、東京都が設置した「しごとに関するワンストップサービスセンター」のこと。
特定健康診査	医療保険者が 40 歳から 74 歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査のこと。
閉じこもり	寝たきりなどではないにもかかわらず、家からほとんど外出せずに過ごしている状態のこと。

な行

用語	内容
ニッポン一億総活躍プラン	少子高齢化に歯止めをかけ、50 年後も人口1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを目標とする国の計画のこと。
認知症カフェ (オレンジカフェ)	認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護職、認知症サポーターなどと情報共有し、お互いを理解し合う場のこと。
認知症キャラバンメイト	認知症サポーター養成講座を企画、開催し、講師をつとめる人のこと。
認知症ケアパス	認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等をパンフレットなどにわかりやすくまとめたもの。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人材のこと。
認知症初期集中支援チーム	医師(認知症サポート医)や社会福祉士等で構成され、認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する認知症支援の専門チームのこと。
認知症地域支援推進員	認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う職員のこと。

は行

用語	内容
標準給付費	総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額等を加えた費用のこと。
福祉サービス第三者評価	事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。
フレイル	加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のこと。
ペタンク	目標の球に金属製ボールを投げ合い、相手より近づけることで得点を競うゲーム。

ま行

用語	内容
メタボリックシンドローム	特定健康診査の結果において、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態のこと。

や行

用語	内容
ヤングケアラー	家族に介護・介助を必要とする人がおり、通常大人が担う家事や介護などを行う18歳未満の子どものこと。
要介護・要支援認定者	介護保険サービスを受けるために、介護や支援が必要な状態であると認定された人のこと。

ら行

用語	内容
理学療法士	心身に障害のある人が、日常生活や社会生活を再建できるように基本的な動作の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門職のこと。
リハビリテーション	病気や外傷が原因で心身の機能低下と生活上の支障が生じたときに、その人とその人が生活する環境を対象に、多数の専門職が連携して問題の解決を支援すること。

羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発 行：羽村市

編 集：羽村市 福祉健康部 高齢福祉介護課

所 在 地：〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地1

電 話：042(555)1111(代表)内線 175

F A X：042(554)2921

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。